

# 森林利用の秩序と 御山守・村

栗原健一・高木謙一



林政史ブックレット — 尾張藩の林政と森林文化

5

# 森林利用の秩序と御山守・村

栗原健一・高木謙一

公益財団法人 徳川黎明会  
徳川林政史研究所



## はしがき

我が国は、国土の約三分の二が森林で占められている森林国である。これら森林は、木材をはじめとする林産物を供給するばかりではなく、水資源を蓄えたり土砂災害を防止したりする役割を担っている。さらに、近年は森林をレクリエーションの場として利用したり、森林の恵みを再認識する機会を設けたりするなど、我が国固有の「木」の文化を継承しながら、森林の新たな活用方法を見出そうとする試みもみられている。

このような森林の役割や文化の継承を考えると、森林と人びとが歩んできた歴史や、そのなかで人びとが営んできた暮らしの様相を明らかにすることは、私たちにとって重要な議論の素材を提供してくれるだろう。当研究所では、これら森林と人びとの歴史を明らかにすることを目的の一つとして、これまで全国各地の行政機関や史料保存機関、さらには山間地域の旧家に所蔵されている史料の整理・保存活動や、写真撮影による史料の収集を実施してきた。本シリーズではその成果として、平成三〇年(二〇一八)度より実施している内木哲朗氏所蔵文書の調査から明らかとなった江戸時代の森林管理のあり方や、地域に暮らす人びとの生活の様相について紹介していきたい。

内木家は江戸時代に尾張藩の「御山守」を代々務めてきた家で、日記をはじめとする三万点におよぶ史料が、今なお同家には残されている。シリーズ五冊目となる本冊では、『森林利用の秩序と御山守・村』と題して、「御山守」内木家による森林見廻りの様相と盗伐の取り締まり、そして村の森林利用との関わりについて

解説する。江戸時代の森林は、木材や薪炭、肥料や食料など、人びとによってさまざまな利用がなされた。しかしその一方で、領主はヒノキやスギなどの有用樹種を枯渇させないよう、人びとの森林利用に制限をかけることがあった。尾張藩領において、こうした利用と制限の調整役を最前線で担っていたのが「御山守」内木家であった。本書を通じて、地域の森林管理に携わる内木家の具体的な姿を感じ取っていただければ幸いである。

なお本シリーズの執筆は、当研究所の若手研究者や特任研究員をはじめ、これまで史料調査や教育普及活動にご協力いただいた研究者が中心となっている。末筆ながら執筆者各位とともに、調査等でいつも格別なご配慮を賜っている史料所蔵者の内木哲朗氏に感謝申し上げます。

令和四年三月

徳川林政史研究所

目次

プロローグ……………1

1 三浦山・三ヶ村御山見廻り……………栗原健一

(1) 御山見廻りの開始……………7

(2) 御山見廻りの記録……………13

(3) 御山見廻りの一年……………16

(4) 雪中見廻り……………20

(5) 御山見廻り……………23

2 盗伐をめぐる御山守・村……………栗原健一

(1) 御山守による盗伐の摘発……………30

(2) 明和五年の尾城山背き伐り一件……………31

(3) 村預けをめぐる動向……………37

### 3 村方と御停止木

高木 謙一

(1) 木曾五木の成立

..... 50

(2) 村方によるヒノキの利用

..... 53

### 4 家作見分と村方

高木 謙一

(1) 御山守による家作見分

..... 57

(2) 書類不備への対応

..... 62

### エピソード

..... 66

### 参考文献

..... 68

表紙

現在の三浦山周辺の様子  
(田口達也氏撮影・提供)



## プロローグ

### 森林の利用と秩序

本書は、林政史ブックレット「尾張藩の林政と森林文化」の第五冊目で、テーマは、森林利用とその秩序をめぐる御山守と村について取り上げます。

(1) 徳川林政史研究所編『森林の江戸学』(東京堂出版、二〇一二年)、同編『江戸時代の森林と地域社会』(二〇一八年)を参照。

江戸時代の森林は、さまざまな利用がなされてきました。<sup>(1)</sup>人びとは森林から木材を伐り出して、家屋・道・橋・用水路などの用材として使用しました。人びとが生活するために使用した家具や生活用具なども木から作り出しました。また、木材を薪・木炭とし、主要な燃料として利用してきました。

また、森林の草や葉は、刈敷として田畑に敷き込んで肥料とし、牛馬の飼料である秣(馬草)となりました。そして、草や葉からは、さまざまなものを作り出しました。たとえば、コウゾ・ガンピ・ミツマタなどを原料として紙を漉き、ハゼノキの果皮からは蠟燭(木蠟)を作り、ウルシからは塗料を採りました。

さらに、人びとは森林から食料を得ました。マツタケ・シイタケなどのキノコ類、ワラビ・ゼンマイなどの山菜類、クリ・クルミなどの木の实などを挙げる事ができます。薬用として、採取したものもありました。



図1 御宮一有本林道(筆者撮影)

(2)  
加子母村報『かしも』二二  
一号(加子母村、二〇〇一  
年六月二日)。

このように、人びとは森林をさまざまに利用してきましたが、一方で幕府や藩は、森林の秩序を維持するために森林の利用を制限することもありました。具体的に山や樹種を指定して、その利用を制限し、実際に現地を役人が見廻り、違反者を取り締まって処罰しました。本書では、江戸時代の加子母村(現・岐阜県中津川市)における森林利用とその秩序をめぐる尾張藩―御山守―村について具体的にみていきたいと思えます。

### 加子母村の首切り地蔵

まず、地域に残る話を紹介しましょう。加子母村報『かしも』<sup>(2)</sup>に「加子母村と山林の話」として盗伐に関する二つの話がまとめられています。一つは、首切り地蔵の話です。二渡りの佐見道の道端にあつて、盗伐により処刑された者の慰霊のために建てられたといわれます。もう一つは、庄屋が出の小路でヒノキの太木を盗伐して、奉行所への密告により処刑された話です。その処刑場所が塞の神峠の手前にあつた広野の首さらし場の跡と伝えられています。江戸時代の尾張藩領では、盗伐に対して「ヒノキ一本、首一つ」という厳しい処罰がなされたといわれてきました。



図2 「首切り地蔵」といわれる石像(筆者撮影)

首切り地蔵については、加子母村教育委員会編『歴史の道』<sup>(3)</sup>に取り上げられています。それによると、お宮峠(佐見金山道)の説明のなかで、峠道の途中に石地蔵が二体あり、「この石地蔵を佐見の人達は首切り地蔵と呼ぶ。佐見の科人(とがじん)を峠を越えて加子母で首を切り、その供養のために建てたと云うが、加子母の人は知らない。現在は中腹にあるが昔は峠の頂上にあつたとも云われている」としています。

今回、内木哲朗氏がおこなった聞き取り調査をもとに、<sup>(4)</sup>首切り地蔵といわれている石像をご案内いただきましたので、紹介します。二渡りにある番所の脇から佐見道を登っていくと、御宮―有本林道の道端に石像があります。道路工事で多少の移動はなされたようですが、このあたりにあつたものとのことです。ちょうど加子母と白川町(岐阜県加茂郡)との境にあつます。

(3)  
加子母村教育委員会編『歴史の道』(加子母村教育委員会、一九八〇年)、一八頁。

(4)  
二渡りの田口好文氏にご教示を賜りました。

石像をみてみましょう。表面にはコケが付き、一部風化しているところもありますが、中央に地蔵様のお姿のような形がみえ、その脇には「文化元年」と「三月吉日」という文字が読めます。文化元年(二八〇四)は江戸時代後期の年代です。石像の前には、多くの賽銭(さいせん)が供えられていました。

「ヒノキ一本、首一本」から「ヒノキ一本、金一両」へ

(5)

岐阜県編『岐阜県林業史』  
中巻(美濃国編)(岐阜県山  
林協会、一九八五年)。

尾張藩では、寛文五年(一六六五)に林政改革があり、これまで伐採禁止とされてきた巢山すやまに加えて、留山とめやまも禁止区域に設定されました。<sup>(5)</sup> そのようななか、延宝三年(二六七五)閏四月に信濃国筑摩郡湯舟沢村(現・岐阜県中津川市)でヒノキ・マキの樹皮を剥ぎ取った跡が大量に発見され、村の庄屋から通報がありました。早速福島役所の役人が見分したところ、一三三二本の被害木が確認されました。この数年間にも蘭あろらぎ村(現・長野県木曾郡南木曾町)で同じような事件があり、権右衛門が打首・獄門の処罰を受けていました。そのため、村では犠牲者は最小限にということで、徳左衛門が自白者となり、名古屋で詮議したうえで、本人はさらし首、妻子は追放とされました。盗伐は厳しく処罰されることがあったのです。

(6)

詳しくは本書「3村方と御  
停止木」を参照。白根孝  
胤「15盗伐の取り締まり」  
(徳川林政史研究所編『森  
林の江戸学』東京堂出版、  
二〇一二年)も参照。

その後、尾張藩では、伐木規制として宝永五年(一七〇八)にヒノキ・サワラ・マキ・アスヒ(アスナロ)の伐木を禁止し(御停止木)、さらに享保一三年(一七二八)には、ネズコも追加され、以上が「木曾五木」といわれ、藩の御用材以外の伐木が禁じられました。<sup>(6)</sup>

しかし、尾張藩七代藩主の徳川宗春は、死罪執行を中止し、入牢のままとします。たとえば、享保一五年(一七三〇)には、信濃国筑摩郡上松村(現・長野県木曾郡上松町)の清八がおこなった御巢鷹山内での盗伐に対しては、入牢とされてきました

(7)

天保一二年「乍憚帳」(農林省編『日本林制史資料』名古屋藩、朝陽会、一九三二年、四八三頁)。

が、次の八代宗勝むねかつのときに木曾からの追放処分へと減刑となつていきます。

天保一二年(一八四二)「乍憚帳」によると、処罰の変遷は、木曾御山内の停止木を盗伐すると、当初死罪でしたが、その後当人・家内一統の追放となり、さらに入牢と減刑化していったことが記されています。ところが、近年御慈悲おんみじを弁えずわがまをに「背筋不相止、年々増長いたし」ということで、御停止木を盗伐する背き伐りの増加が指摘されています。そこで、天保一年に改革がなされ、入牢と過料かりよう「木一本金一両」に変更となり、背き主そむが不明な場合には、宿村から過料を取り立てることとされました。なお、よい大材などの背き伐りには、過分の過料が課され、買取者も同様の罪科になりました。また、弘化二年(一八四五)「木曾并三ヶ村三浦山盗伐等御仕置御定」によると、盗伐の頭取とうどりは重追放、皮剥ぎ・枝打えぢちは牢舎らうしや三〇日など具体的に規定されています。

このように、盗伐に対する処罰は、江戸時代前期に死罪などの厳刑に処されていましたが、中期になると追放や入牢に減刑化していきました。その後、江戸時代後期になつても、盗伐は減らずに増加していたため、入牢と過料が組み合わされました。つまり、盗伐の処罰は、江戸時代のなかでも「ヒノキ一本、首一本」から「ヒノキ一本、金一両」へと変化していたのです。

冒頭に紹介しました首切り地蔵は、文化元年と彫られていました。加子母村報

『かしも』と『歴史の道』も参考にすると、江戸時代前期に盗伐者の処刑としてなされた「首切り」に対して、減刑化された江戸時代後期になって慰霊するために佐見の人たちが石像を建てたのではないかと推測しておきたいと思います。

それでは、江戸時代の加子母村では、どのような盗伐事件があったのでしょうか。明和五年（一七六八）の一件を紹介したいと思います。その前に御山守らによる御山見廻り<sup>おやまみまわ</sup>について確認しておきましょう。

(9)

太田尚宏 a 「尾張藩『御山守』の職域形成と記録類」〔国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇〕一四、二〇一八年)、同 b 「宝曆期における尾張藩の御材木仕出と『三浦・三ヶ村御山守』(徳川林政史研究所『研究紀要』第五二号〔『金鯢叢書』第五四輯所収〕二〇一八年)、同 c 「未曾五木」と濃州三ヶ村(徳川林政史研究所編『江戸時代の森林と地域社会』徳川林政史研究所、二〇一八年)、芳賀和樹『林政史ブックレット一 御山守の仕事と森林コントロール』(公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所、二〇二〇年)を参照。

(10)  
前掲太田 a 論文、同前芳賀ブックレットを参照。

## 1 三浦山・三ヶ村御山見廻り

### (1) 御山見廻りの開始

#### 三浦山「御境伐明ケ」と御山見廻りの開始

内木家が享保一五年(一七三〇)から勤めた三浦・三ヶ村御山守の基本的な仕事は、①三浦御山の「御境伐明ケ」と御山見廻り、②濃州三ヶ村の御山見廻り、③盗伐の摘発と吟味、④「御山見廻帳面」類などの書類の作成と木曾材木方への送付、⑤御山利用に関する願書の取り次ぎ、⑥三ヶ村の家作見分、⑦御改木口印入への立ち会いなどが挙げられます。本書では、そのなかから①②④の御山見廻りを「1 三浦山・三ヶ村御山見廻り」で、③の盗伐の摘発と吟味を「2 盗伐をめぐる御山守・村」で、⑥の家作見分を「4 家作見分と村方」で具体的に取り上げてみていきます。

まず、三浦山の「御境伐明ケ」についてです。三浦山は、信濃国筑摩郡王滝村(現・長野県木曾郡)にある山ですが、飛驒国との国境に位置していました。こうした場所であったことから、享保年間(一七二六～三六)には、飛驒国側から三浦山へ入り

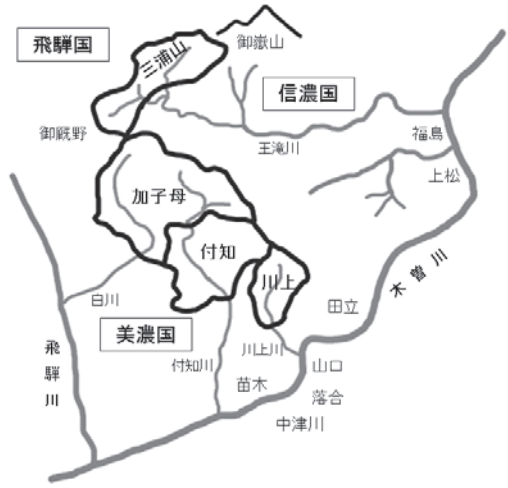


図3 三浦山と濃州三ヶ村(太田尚宏氏作成)

込んで盗伐される事件が多く確認され、問題となっていました。「切越」と呼ばれていました。

そこで、尾張藩では、享保の林政改革の一環で、市川甚左衛門がその問題に着手します<sup>(11)</sup>。当時、地域の庄屋たちも三浦山における国境が不明確でした。そのようななかで、加子母村庄屋であった内木武益(二〇代当主)が享保一三年に藩へ国境やその周辺の御山見廻りの実施とともに、「御境立方御仕法」という国境策定の方法を提案します。この提案が藩から受け入れられて、武益が国境策定作業を命じられました。

内木武益は、子の武久、濃州三ヶ村の付知村・川上村・加子母村の村人たちとともに国境の画定作業をおこないます。加子母村からは、小郷の村人たちが同行しました。小郷は加子母村のなかでも北部に位置し、三浦山の登山口に位置していたことから、山へ入ることも多く、三浦山に詳しい人たちでした。

武益たちは、過去の「境杭」を確認しながら、分水嶺を確定し、記録していきま<sup>(12)</sup>した。分水嶺を国境とすることは、尾張藩からの確認を得ていました(藩は幕府からの許可を得ていました)。国境には、「御境伐明ヶ」という作業をおこないます。国境線の両側に生い茂った草木を幅五尺(約一・五メートル)にわたって伐り払いました。

(11)

市川甚左衛門については、前掲註(9)太田 a 論文を特に参照。

(12)

前掲註(9)太田 a 論文、同前芳賀ブックレットを参照。



1 三浦山・三ヶ村御山見廻り

(13)  
 享保一五年「加子母村御山見廻并当用帳」(内木哲朗家所蔵文書B六二―二―一)。  
 一。以下、内木哲朗家所蔵のものについては「内木家文書」とのみ記し、所蔵の記載を省略する。

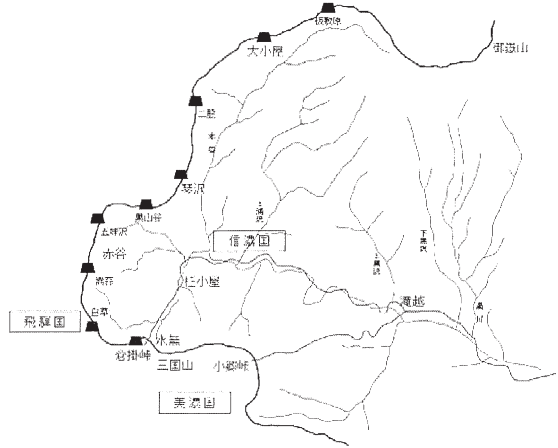


図4 三浦山概念図(註9太田a論文、6頁より引用)

「伐明頭」の二名が、六日間の御山見廻りをしています。<sup>(14)</sup>「伐明頭」とは、「御境伐明ヶ」という国境画定作業を中心的に担っていた人びとと考えられます。  
 翌享保一五年は、二月から御山見廻りがはじまります。まず三件の見廻りがおこなわれました。

二月 五日〜二月一〇日(六日間) 三浦山 御巢埒万助・「伐明頭」佐左衛門

また、享保一四年から同一六年にかけて、国境線に九つの「土塚」をつくり、ヒノキ・ヒメコマツ・モミなどを植えました。

享保一五年の御山見廻り

ここで、享保一五年に行われた御山見廻りについて詳しくみてみましょう。享保一五年「加子母村御山見廻并当用帳」のなかに「三浦御山・三ヶ村御山見廻り日数帳」という記録が含まれており、それをもとに当時の御山見廻りの概要を示しましょう。

この記録は、前年の享保一四年十一月の三浦山への御山見廻りから書き出しています。

十一月三日〜十一月八日(六日間) 「伐明頭」与左衛門・

「伐明頭」吉十郎

(14)

人足をともなっていたと思  
われるが、この史料には記  
されていない。

二月一〇日～二月二四日(二五日間) 三浦山 小郷勘左衛門

二月二八日～三月一四日(二六日間) 三浦山 小郷九郎右衛門

この時期の見廻りは、後の文書では「雪中見廻り」と呼ばれます。加子母村の  
小郷の村人たちが担当しました。小郷の村人の中には、熊打をする者たちがおり、  
冬ごもりをしている熊を狩ることも多かったことから、雪中見廻りに適任でした。<sup>(15)</sup>

(15)

前掲註(9)芳賀ブックレッ  
トを参照。

もちろん前述したように、三浦山に詳しい人たちということもあります。小郷の村  
人たちがいなければ、できなかった見廻りであったことでしょう。

三月以降は、御山見廻りが連続しておこなわれます。

三月一五日～三月 晦日(二六日間) 三浦山 内木彦七(武益)

四月 朔日～四月一五日(二五日間) 三浦山 小郷九郎右衛門

四月一五日～四月二九日(二五日間) 三浦山 内木彦七(武益)

五月 朔日～五月一五日(二五日間) 三浦山 小郷九郎右衛門

五月一五日～五月二九日(二五日間) 三浦山 小郷勘兵衛

一日も開くことなく、三浦山の御山見廻りがおこなわれています。内木彦七と小  
郷の九郎右衛門・勘兵衛が代わる代わる勤めました。一回の見廻りは一五日～一六  
日間と一定です。この間、「私儀当五月御山守被為仰付候」とあり、武益は享保  
一五年五月に三浦・三ヶ村御山守を仰せ付けられています。扶持五人分が支給さ

(16)  
 前掲註(9)太田 a 論文、享  
 保一五年「信州三浦山諸  
 事手鑑」(内木家文書 B 六  
 二二―一二)。

れ、市川甚左衛門・飯嶋重左衛門の支配下となりました。<sup>(16)</sup>翌月には、倅せがれの善右衛門ぜんえもん(武久)をともなつて御山見廻りをしています。

六月朔日(三〇日間) 三浦山 内木彦七・倅善右衛門

この御山見廻りは、武益が御山守を仰せ付けられた後で、「末々御山相守すえすえおやまあいまりひきあわ為引合せニ御座候ござそうろうあいだせがれせん間、倅善右衛門召連父子えもんめつれふしいつしよ一所ニ御境山内不残見廻り申候」と但し書きがあります。御山を守つていくために、倅の武久と一緒に三浦山をすべて見廻るものでした。後継へ情報を共有し、二人で御山見廻りを分担していくことになりました。見廻りは一か月という長期にわたりました。

続く七月・八月も御山見廻りは続きます。

七月 朔日(七月一五日(二五日間)) 三浦山 小郷九郎右衛門

七月一八日(八月一八日(三〇日間)) 三浦山 倅善右衛門(武久)

七月二一日(八月一五日(二四日間)) 加子母村御山 内木彦七(武益)

八月一七日(九月一六日(三〇日間)) 三浦山 小郷勘兵衛

七月一八日からは早速武久が中心となつて三〇日間御山見廻りをしています。一方、武益は同じ時期に加子母村内の御山を見廻りました。加子母村内の御山見廻りは、この一回だけが記録されています。七月・八月の御山見廻りは、長期にわたるものが多く、この時期は見廻りに適した時期であつたのでしょうか。

その後も、御山見廻りは続きます。

九月一六日～九月二五日(二日間) 三浦山 倅善右衛門(武久)

九月二五日～一〇月一三日(二八日間) 三浦山 小郷九郎右衛門

一〇月一日～一〇月二五日(二五日間) 三浦山 小郷勘兵衛

一〇月二七日～十一月一日(二五日間) 三浦山 小郷九郎右衛門

十一月一日～十一月一七日(七日間) 三浦山 小郷勘兵衛

九月一六日からの武久を中心とする御山見廻りは、一日間と日数が短めでしたが、これは「御山内ごさんないニ而て煩わづらい出シだ罷ま帰り候そうろう」とあり、見廻り中に病氣となり、途中で引き返したことがわかります。長期間の見廻りは、大変な仕事であったことが推察されます。一〇月・十一月になると、小郷の勘兵衛と九郎右衛門が代わる代わる見廻りを続けています。年内は十一月一七日まで御山見廻りがおこなわれました。

以上、享保一五年(二件は享保一四年)には、一九件(三二五日間)の御山見廻りが実施されました。御山守となった内木彦七(武益)が四件(一〇九日間)、倅の善右衛門(武久)が三件(七〇日間)、小郷勘兵衛が五件(八二日間)、小郷九郎右衛門が六件(九四日間)、御巢守の万助が一件(六日間)、「伐明頭」の与左衛門が一件(六日間)、「伐明頭」の吉十郎が一件(六日間)、「伐明頭」の佐左衛門が一件(六日間)でした。御山見廻りは、御山守の彦七(武益)と倅の善右衛門(武久)が中心となっていますが、小郷の勘兵衛

(17)  
前掲註(9)太田 a 論文、享保一六年「三浦御山諸事御用留」(内木家文書 B 六二—二二—一五)、享保一七年「三浦三ヶ村御山諸事御用留」(内木家文書 B 六二—二二—一九)。

と九郎右衛門も大きな役割を果たしていたことがわかります。

この「三浦御山・三ヶ村御山見廻り日数帳」は、内木彦七(武益)から市川甚左衛門へ宛てた三浦山と加子母村の御山見廻りを報告したものです。武益は、「私儀わたくしぎ当九月とうくがつ夕ゆふ相あい煩わづら申もうす二つ付つき、付知御山つけちおやま・川上御山かわうえおやまハ未いま夕ゆふ為あいまわら相せ廻もろ不さ申まうす候こう」としており、九月から病となり、見廻りに出られなかったことも報告されています。

このようにおこなわれた「御境伐明ケ」という国境画定作業ですが、あくまで臨時的な仕事でした。そこで、武益は享保一六年に市川甚左衛門へ口上書を出し、今後の御山守の仕事として「御境伐明ケ」の恒常化を献策します。<sup>(17)</sup>この献策が認められて、「御境伐明ケ」は御山守の仕事として毎年おこなわれるようになりました。あわせて、尾根筋おねの水流を見分けやすい雪中の見廻りと、雪が消え次第「伐明ケ」をおこなうという仕事の提案も認められています。このときに、小郷の勘兵衛・九郎右衛門たちによる雪中見廻りと、その後には武益と武久たちが御山見廻りをおこな、「伐明ケ」をするという仕事分担が固まったものと考えられています。

## (2) 御山見廻りの記録

先に享保一五年「加子母村御山見廻并当用帳」という文書を取り上げましたが、このような御山見廻りに関する文書はどのくらい確認できるのでしょうか。御山見

(18) 前掲註(9)太田 a 論文。同  
前芳賀ブックレットを参  
照。

廻りは、御山守の仕事として恒常化していくことになり、文書も作成されていきま  
す。毎年三浦山と加子母村・付知村・川上村という三ヶ村の御山見廻りをおこな  
い、その年の一月に御山守は尾張藩の木曾材木方へ報告しました。その内容は、  
御山見廻りをした日数、「御仕ひ人足」の合計人数などです。<sup>(18)</sup>「御仕ひ人足」とは、  
三ヶ村の御山見廻りの際に、各村から出された人足のこと、当初五人でしたが、  
途中から三人になります。

御山守から木曾材木方へ出された文書の種類は、主に三点でした。①「御山見  
廻まわりの之節せつ御仕人足帳おつかいじんぞくちよう」は、各村の庄屋たちから御山守へ出された文書で、御山見廻  
りに村から出した人足を、その日数や人数について報告したものです。②「三浦御  
山御境雪やまおさかいせつ中見廻帳ちゆうみまわりちよう」は、雪中見廻りの報告で、小郷の「伐明頭」や「御巢守」  
などが見廻りをした日数や人足数などを御山守へ提出した文書です。③「三浦御  
三ヶ村御山見廻日数帳さんかそんおやままわりにっすうちよう」は、御山守が作成したもので、三浦山の「御境伐明ヶ」、  
雪中見廻りを含む御山見廻り、濃州三ヶ村の御山見廻りというすべての御山見廻り  
について、担当者、日数、人数をまとめたものです。これら①②③をまとめて、御  
山守は木曾材木方役所へ提出しました。

(19) 前掲註(9)太田 a 論文。同  
前芳賀ブックレットを参  
照。

これらの文書をもとに、各村の「御仕ひ人足」に対する人足賃にんぞくちん、御山守と小郷の  
人たちに対する雑用金ざつようきんが支給されました。<sup>(19)</sup>御山守から木曾材木方へ提出された文書

表1 享保～寛政年間の主な「御山見廻帳面」類

年月	表題(作成者)	文書番号
享保15年(1730)7	加子母村御山見廻拜当用帳	B62-2-11
享保15年(1730)	(信州三浦御山諸事手鑑)	B62-2-12
享保16年(1731)2	三ヶ村御山諸事御用留	B62-2-15
享保16年(1731)5.6	信州三浦山御境見廻帳	B62-2-16
享保17年(1732)2	三浦三ヶ村御山諸事御用留	B62-2-19
享保17年(1732)3	三浦山御山諸事日記	B62-3
享保17年(1732)8.朔	三浦山御山見廻袖日記(善右衛門)	B62-3
享保17年(1732)11	三浦山御山切明ヶ人足帳	B62-2-20
享保17年(1732)	三浦山御山諸事日記	B59-3
享保17年(1732)	三浦御山見廻袖日記	B62-3
享保18年(1733)	三浦三ヶ村御山諸事御用留	B62-3
元文 2年(1737)	三浦山御山見廻長めん覚帳	B29-13-7
元文 3年(1738)	信州三浦御山御境御山内見廻日記 (内木善右衛門)	B29-13-9
元文 4年(1739)11.27	三浦御山雪中見廻り	B29-13-14
元文 5年(1740)11	三浦并三ヶ村御山見廻日数帳	B29-14-12
元文 5年(1740)11	三浦御山雪中廻り帳	B29-14-13
寛保 4年(1744)正	三浦并三ヶ村御山御用留	B29-17-12
寛保 4年(1744)	亥子両年分御見廻指出帳	B29-17-14
寛延 3年(1750)	御山見廻日記	B58-1
寛延 4年(1751)	三浦三ヶ村御山見廻日記	B58-1
宝暦 2年(1752)	三浦并三ヶ村御山見廻日記	B61-1-4
宝暦 4年(1754)	三浦并三ヶ村御山見廻日記	B61-1-7
宝暦 4年(1754)	三浦并三ヶ村御山見廻日数帳	B61-1-番外
宝暦 5年(1755)	三浦并三ヶ村御山見廻日数帳	B61-1-9
安永 8年(1771)	三浦山三ヶ村御山見廻覚帳	B29-13-3
天明 2年(1782)	三浦山三ヶ村御山見廻覚帳	B64-1-4
天明 7年(1787)	三浦山三ヶ村御山見廻覚帳	B64-1-17
天明 9年(1789)	三浦山三ヶ村御山見廻覚帳	B64-5-14
寛政 8年(1796)	三浦山三ヶ村御山見廻覚帳	B65-4-6
寛政 9年(1797)	三浦山三ヶ村御山見廻覚帳	B65-4-12
寛政11年(1799)	三浦山三ヶ村御山見廻覚帳	B65-4-18

内木哲朗家所蔵文書をもとに作成。便宜上時期は寛政年間(1789～1801)までとした。

は、藩の勘定方へ回されました。人足賃は勘定方↓郡方↓代官所↓村というルートで、雑用金は勘定方↓木曾材木方↓御山守(↓小郷の人たち)というルートで支払われました。

御山見廻りに関する文書としては、その他、木曾材木方への提出文書ではありませんが、御山守のもとで御山見廻りに関する御用留や日記が作成されています

表2 内木彦七(武久)による「御山方御用并諸事日記」一覧

年月	表題	文書番号
宝暦13年(1763)正.吉	御山方御用并諸事日記	林1136
明和2年(1765)正.吉	御山方御用并諸事日記	林1138
明和4年(1767)正.吉	御山方御用并諸事日記	B58-22-13
明和5年(1768)正.吉	(表紙欠)	B59-5-10
明和6年(1769)正.吉	御山方御用并諸事日記	B59-9-8
明和8年(1771)正.吉	御山方御用并諸事日記	B59-15-9
明和9年(1772)正.吉	御山方御用并諸事日記	林1137
安永2年(1773)正.吉	(表紙欠)	B59-20-14
安永3年(1774)正.吉	御山方御用并諸事日記	B63-1-6
安永4年(1775)正.吉	御山方御用并諸事日記	B63-1-10

文書番号欄の「林」は徳川林政史研究所所蔵文書、他は内木哲朗家所蔵文書。

公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所編「内木家文書 明和五年「御山方御用并諸事日記」(2021年)の「史料解題」を参照した。

御山内見廻り日記ごさんないみまわりにっき

おこなわれていました。

(20)  
元文三年「信州三浦御山御境御山内見廻り日記」(内木家文書B二九―三一九)。

二月 九日～二月一七日(九日間) 三浦御山雪中見廻り 与左衛門・佐左衛門  
 二月二二日～三月 朔日(二〇日間)三浦御山雪中見廻り 与左衛門・佐左衛門  
 三月 八日～三月二二日(一五日間)三浦御山見廻り 小郷勘兵衛

で、それらを含めて、今のところ確認できるこれらの文書のみをみましょう。享保一五年以降、多くの文書が遺されています。次第に定式化しているのではないのでしょうか。

なお、③「三浦并三ヶ村御山見廻り日数帳」は、武久が記した「御山方御用并諸事日記」にまとめられています。「御山方御用并諸事日記」は、今のところ宝暦一三年(一七六三)から安永四年(一七七五)にかけて一〇冊が確認されています。

### (3) 御山見廻りの二年

それでは、具体的に元文年間(一七三六～四二)の雪中見廻り・御山見廻りを取り上げてみていきましょう。元文三年の御山見廻りについては、内木善右衛門が記した「信州三浦御山御境



- 三月二〇日～四月 四日(一五日間)三浦御山見廻り 内木善右衛門(武久)
- 三月二八日～四月二日(一五日間)三浦御山見廻り 小郷九郎右衛門
- 四月 八日～四月二二日(一五日間)三浦御山見廻り 内木善右衛門(武久)
- 四月二一日～五月一九日(二八日間)三浦御山見廻り 内木彦七(武益)
- 五月一五日～六月 朔日(一七日間)三浦御山見廻り 内木善右衛門(武久)
- 六月 八日～七月 六日(二八日間)三浦御山見廻り 内木彦七(武益)
- 六月一五日～七月一三日(二八日間)三浦御山見廻り 内木善右衛門(武久)
- 七月 八日～八月 五日(二八日間)三浦御山見廻り 内木彦七(武益)
- 七月二八日～八月二五日(二八日間)三浦御山見廻り 内木善右衛門(武久)
- 八月一四日～九月一二日(二八日間)三浦御山見廻り 内木彦七(武益)
- 九月一三日～九月二七日(一五日間)三浦御山見廻り 内木善右衛門(武久)
- 九月一八日～九月二三日(六日間) 加子母村御山見廻り 内木彦七(武益)
- 九月二四日～九月二九日(六日間) 付知村御山見廻り 内木彦七(武益)
- 九月晦日～一〇月 四日(五日間) 川上村御山見廻り 内木彦七(武益)
- 九月晦日～一〇月一九日(三〇日間)三浦御山見廻り 内木善右衛門(武久)
- 一〇月八日～一〇月一九日(一二日間)三浦御山見廻り 内木彦七(武益)
- 一〇月一二日～一〇月二〇日(九日間)三浦御山見廻り 与左衛門・佐左衛門・

万助

一〇月二日～十一月三日(二日間)三浦御山見廻り 与左衛門・佐左衛門・

万助

元文三年一年間の御山見廻りです。出発した日を見ていくと、二月に二件、三月に三件、四月に二件、五月に一件、六月に二件、七月に二件、八月に一件、九月に五件、一〇月に三件、計二一件の見廻りがおこなわれました。日数は延べ三四八日になります。その内訳は、御山守の彦七(武益)が八件(二四二日)、倅の善右衛門(武久)が七件(三八日)、「伐(切)明頭」の与左衛門・佐左衛門が四件(三九日)ずつ、巢守の万助が二件(二〇日)、小郷の勘兵衛が一件(一五日)、九郎右衛門が一件(一五日)与左衛門でした。武益と武久は、一年のおよそ三分の一は御山見廻りで外出していたこととなります。

先にみた享保一五年の御山見廻りと比べて、件数で二件、日数でも三三日増えています。内訳は、御山守の内木彦七(武益)と倅の善右衛門(武久)の件数・日数が大きく増え、小郷の勘兵衛と九郎右衛門が減っています。これは、享保一五年に武益と武久が病となり、充分に見廻りができず、代わりに小郷の人たちが担当したことによるものと考えられます。

御山見廻りの一年は、三浦山の雪中見廻りからはじまります。この年は、二月九

日から「伐(切)明頭」の与左衛門・佐左衛門が雪中見廻りで三浦山へ入りました。

「伐(切)明頭」による雪中見廻りを二件終えた後、三月から御山見廻りがはじまります。この年は、小郷の勘兵衛が三月八日から三浦山へ入ります。三月二二日に帰りますが、それ以前に武久も三月二〇日から三浦山へ入ります。続いて、小郷の九郎右衛門が三月二八日に三浦山へ入ります。少しずつ重複したスケジュールで御山見廻りをおこなっていました。その後は、四月八日から武久が、四月二一日から武益が三浦山へ入り、以降武久と武益が交互に一〇月まで三浦山で御山見廻りをしていきます。九月には、武益が加子母村・付知村・川上村という三ヶ村の御山見廻りをしました。享保一五年には付知村・川上村の御山見廻りができなかったことを市川甚左衛門へ報告していましたが、元文三年は通常通り見廻りしています。

このように、御山見廻りの一年は、冬の雪中見廻りにはじまり、春・夏・秋には御山見廻りが続けられ、再び冬には雪中見廻りをして終わるという一年でした。このスケジュールは、年によって細かな違いはありますが、おおよそのような一年であったのではないかと思われれます。

(4) 雪中見廻り

続けて、雪中見廻りについて、もう少し取り上げてみてみましょう。翌元文四年(二七三九)の雪中見廻りについては、一月二十七日に「巢守」の万助、「伐(切)明頭」の佐左衛門、「伐(切)明頭」の与左衛門から御山守の内木彦七(武益)へ宛てた文書があります。<sup>(21)</sup>それによると、次のような三浦山への雪中見廻りがおこなわれていました。

(21)  
元文四年「三浦山御山雪中見廻り」(内木家文書二九一—三一一四)。

正月二八日～二月五日(八日間)	佐左衛門
正月二八日～二月五日(八日間)	与左衛門
二月八日～二月一六日(九日間)	佐左衛門
二月八日～二月一六日(九日間)	与左衛門
二月一七日～二月二四日(八日間)	佐左衛門
二月一七日～二月二四日(八日間)	与左衛門
三月四日～三月二日(九日間)	万助
三月四日～三月二日(九日間)	与左衛門
三月六日～三月二日(七日間) <sup>(22)</sup>	万助
十一月一日～十一月九日(九日間)	佐左衛門
十一月一日～十一月九日(九日間)	万助

(22)  
史料では「三月六日夕廿二日迄」とあるが、「十二日迄」の誤記と思われる。

一月二〇日～一月二六日(七日間) 与左衛門  
 一月二〇日～一月二六日(七日間) 万 助

元文四年には、正月から三月にかけて八件、一月に四件、計一二件の雪中見廻りがおこなわれました。日数は計九八日になります。その内訳は、佐左衛門が三四日、与左衛門が三二日、万助が三二日でした。先にみた元文三年の御山見廻りと比べて、件数・日数が増えていることがわかります。

さらに、翌元文五年の雪中見廻りについても、みてみましょう。一月一日に「巢守」の万助、「伐(切)明頭」の佐左衛門、「伐明頭」の与左衛門から御山守の内木彦七(武益)へ宛てた文書があります。<sup>(23)</sup>

(23)  
 元文五年「三浦御山雪中廻り帳」(内木家文書二九一一四―一三)。

三月 五日～三月一四日(二〇日間) 佐左衛門  
 三月 五日～三月一四日(二〇日間) 万 助  
 三月二一日～四月 朔日(二〇日間) 佐左衛門  
 三月二一日～四月 朔日(二〇日間) 与左衛門  
 一〇月一〇日～一〇月一六日(八日間) 佐左衛門  
 一〇月一〇日～一〇月一六日(八日間) 与左衛門  
 一〇月一八日～一〇月二九日(二二日間) 与左衛門  
 一〇月一八日～一〇月二九日(二二日間) 万 助

元文五年には、三月に四件、一〇月に四件、計八件の雪中見廻りがおこなわれました。日数は計八〇日になります。その内訳は、佐左衛門が二八日、与左衛門が三〇日、万助が二二日でした。前年の元文四年の雪中見廻りと比べて、件数・日数ともに減っています。一件あたりの日数も、八日と二日と前年と異なります。

雪中見廻りについては、元文元年一月に巢守の万助、「伐(切)明頭」の佐左衛門・与左衛門から御山守の内木彦七(武益)へ宛てた文書が遺されています。<sup>(24)</sup>それによると、万助たちは例年の通り三浦山の雪中見廻りをするよう仰せ渡され、「今月朔日」(一月一日)に出立するよう支度(したく)をしましたが、段々雪が降り積もつてきて、もはや今年の暮れの雪中見廻りは勤めることができなと思います。しかしながら、そのうちもし積雪がなくなれば、雪見廻りに出立しますと現状を報告しています。

これによると、一月一日の段階で既に積雪があり、冬場の雪中見廻りをおこなうことができなくなることがありました。雪中見廻りは、その年の天候に左右されたことでしょう。年によって、さまざまな事情もあつたでしょうが、天候も大きな要素であつたと思われれます。天候によって、雪中見廻りの件数・日数の違いになつたのではないのでしょうか。

(24)  
元文元年「口上之覚」(内木  
家文書B二九―一三―三)。

(5) 御山見廻り

(25)

前掲註(20)元文三年「信州三浦御山御境御山内見廻日記」。

次に、具体的な御山見廻りについて、元文三年の一例を取り上げてみましょう。<sup>(25)</sup>元文三年の御山見廻りについては前述しましたが、ここでは三月二〇日から四月四日にかけて行なわれた内木善右衛門(武久)による三浦御山見廻りを取り上げます。

見廻りに出る前、三月一七日に武久は、加子母村庄屋へ宛てて、三浦御山見廻りに出るため、人足五人の出役を要請します。斧二丁・鉞四丁・五丁を持って、二〇日朝の夜明け頃に内木家へ来るようにというものでした。

出発日の三月二〇日には、利七・又左衛門・此右衛門・三九郎・茂平の五名が夜明け頃に「桑原」(内木家)へやってきます。村へ頼んでおいた人足たちです。武久は、利七を一人残して他の四名に荷物を背負わせて、先に小郷の助八宅へ行かせます。武久自身は、四つ(二〇時)頃に利七とともに加子母村を出発して小郷へ向かいました。加子母村庄屋へは、見廻りに出ることを伝達しています。昼頃に助八宅へ着き、先の人足たちと合流しました。小郷では、三浦山までの道の草を刈り扱います。昨年一〇月の作業の続きです。小郷に止宿<sup>ししゅく</sup>することになり、本来加子母村庄屋へ届け出るべきところですが、二く三泊のことなので、助八に相談して止宿させてもらうことになりました。又左衛門は飯炊きに残して、他の四人と刈り<sup>か</sup>払い<sup>はらい</sup>をおこ

ないました。この夜は、助八宅に止宿し、九郎右衛門へ伝言を出しました。

三月二日も刈り払いを続けます。八つ（一四時）頃に又左衛門は飯炊きのため、小郷へ帰りました。この夜も助八宅へ止宿しました。

三月二日は、小郷から三浦山へ登ります。人足は三九郎・又左衛門・此右衛門・茂平の四人に荷物を背負わせました。利七は小郷の定七親の伊助が長く煩わづらっていたので、見舞いに行かせました。五つ半（九時）頃に小郷の勘兵衛に出会います。

勘兵衛は三浦山からの帰りで、「水なし」から「大阪（坂谷）まで見廻り、二か所小屋を立ててきたとのことでした。前述の元文三年の御山見廻りで三月二二日までものがありました。武久は勘兵衛から積雪の様子など山の状況を聞いています。

また、九郎右衛門宅へ立ち寄っています。九郎右衛門は不在でしたが、今月二八・二九日くらいから登山するよう伝言しました（前述の元文三年の御山見廻りで、三月二八日から御山廻りをしています）。この日も周辺の刈り払いを進め、この夜は「水なし」の小屋に七つ（二六時）過ぎに着き、止宿しました。

三月二三日からは、雨降りが続きます。この日は一日逗留となり、薪拾たきぎひろいをし、利七・三九郎・又左衛門・此右衛門の四人には草履ぞうり一束、わらじ三束を作らせました。昼過ぎに小郷から茂平の代わりとして善六が「水なし」にやって来ました。人の途中交代もあつたようです。



1 三浦山・三ヶ村御山見廻り



図5 三浦山・濃州三ヶ村の沢と御嶽山  
(註9芳賀ブックレット、21頁より引用)

三月二四日も雨です。この日は、利七に善六・此右衛門・三九郎を付けて、「水なし」の新道のうちで悪い場所に石を入れて、道の修繕作業をおこないました。武久は特に「さむし」と記しています。七つ（一六時）頃には仕舞いとなりました。又左衛門は小屋の番に残され、わらじ二束を作りました。

(26)

木口印入については、前掲註(9)太田 a 論文、同前芳賀ブックレットを参照。

三月二五日は、五つ(八時)頃から雨が上がります。それから武久は利七・三九郎を連れて、「水なし」小屋を出立して「倉懸ケ」へ登り、御境を見廻りました。巢山谷などを廻り、昼食にして茶を入れます。七つ(一六時)頃まで蓬小屋辺りを見廻り、木口印を打ちました。<sup>(26)</sup>又左衛門・此左衛門・善六の三人には「水なし」から蓬小屋へ荷物を持ち運ばせて小屋を移り、それから薪を拾わせて止宿しました。

三月二六日、武久は利七・又左衛門・善六・此右衛門の四人を連れて、蓬小屋谷へ登ります。御境を見廻り、その後大小屋の土塚の下で昼食を取って茶を入れます。大小屋からは雪が二〜三尺(約六〇〜九〇センチメートル)程、白木谷には雪が四〜五尺(約二二〇〜一五〇センチメートル)程残っており、そこから引き返し、二股谷を見廻り、蓬小屋へ帰りました。

三月二七日には、此右衛門に日帰りで小郷へ米を一袋取りに行かせました。食糧は山で調達する以外は、小郷を頼っていたようです。この日は土浦を見廻ろうとしましたが、大川小谷の水が冷たく大変なので、見廻りませんでした。又左衛門・三九郎には蓬小屋から柵小屋へ荷物を運ばせ、武久は利七・善六を連れて「焼小屋」「琴沢」などの五つの谷を見廻りました。七つ(一六時)前には柵小屋に戻ったところ、此右衛門も帰ってきています。この柵小屋は垣が悪かったので、又左衛門・三九郎・此右衛門の三人に小屋を修繕するよう頼んだところ、五人で垣や雪隠せっちんなどを

修繕して、この日は柵小屋に止宿しました。小郷へ行っていた此右衛門は、勘兵衛から加子母村の様子を聞いていました。それは、勘兵衛が前日に加子母村へ行って聞いた情報でした。疱瘡ほうそうが七軒で出たことなどの話が出ています。

三月二八日に、武久は利七・善六・又左衛門・三九郎の四人を連れて、白谷方面へ見廻りしています。その帰り道、火臭く不審に思い、柵小屋から出火しているのではないかと心配になり、柵小屋へ帰ったところ、別条ありませんでした。巢守の万助も柵小屋に来ており、この夜は一緒に止宿しました。この夜は、此右衛門に小屋番をさせています。

三月二九日は、利七・善六・此右衛門・三九郎の四人とともに、柵小屋から本谷へ見廻りをしました。大川小谷から喜左衛門谷へ至り、小屋で昼食としました。それから、土浦方面を見廻ります。柵小屋には七つ（一六時）前に帰り、この夜も万助と一緒に止宿しています。

三月晦日は、善六・三九郎を連れて武久は、柵小屋から五味沢筋へ見廻りました。久蔵谷を経て惣左衛門小屋で昼食をとり、本沢方面へ進み、柵小屋へ帰りました。勘兵衛からは、二日前の加子母村に関する続報が知らされます。疱瘡が広まり気の毒なこととしています。この時期に御山見廻りに入っている小郷の九郎右衛門もやって来ます。刈り払いの方法を確認しました。この日に小屋番だったのは利七

で、草履を四束作りました。この夜も万助と一緒に止宿しています。

四月一日には、武久は利七・善六・此右衛門の三人とともに、倉懸ケなどの御巢山御境を見廻ります。柵小屋へ帰って、昼食としました。善六・此右衛門には御用の斧・鉞のさび落としをさせました。利七は草履二束作りました。昼過ぎには、万助が小屋にやって来ます。万助は本谷方面、九郎右衛門は白谷方面を回っている旨の報告を武久は受けています。この夜も万助と一緒に止宿しました。

四月二日は雨だったため、一日小屋で過ごします。朝、武久は九郎右衛門に「御山神様祭り」をしてもらいました。また、利七に月代さかやきを剃そってもらっています。三九郎は草履一束作りました。この日も万助は同じ小屋に泊まりました。

四月三日には、利七・善六・又左衛門・三九郎・此右衛門の五人を連れて、武久は清水谷を見廻ります。その周辺の谷を見廻り、柵小屋へ帰りました。雨が降りそうなので、又左衛門・此右衛門・三九郎に荷物を背負わせて「水なし」へ小屋替えをします。一緒に柵小屋で泊まっていた万助は、小郷へ帰りました。武久は利七・善六とともに倉懸ケ筋、付知又を見廻りました。この日は、「水なし」の小屋に泊まりました。

四月四日には、人足たちに荷物を背わせて、武久は「水なし」小屋から加子母村へ帰りました。武久は九郎右衛門からツゲ一本をもらい、利七に持たせました。こ

(27)

太田尚宏「読書時間は森の中―尾張藩『御山守』資料に見る山間村落のひとこま―」(『国文研ニューズ』五一号、二〇一八年)。

(28)

明和九年「御山方御用并諸事日記」(林一一三七)五月一三日。

うして、武久と人足たちは、無事に一五日間にわたる御山見廻りを終え、加子母村へ戻りました。

以上、御山見廻りを具体的にみてきました。御山守を中心に、村から出された「御仕ひ人足」と協力して見廻りがなされていきました。草木の刈り払い、木口印入れ、盗伐の確認などをしながら、見廻りを進めていきます。行程では、小屋替えを繰り返しながら、移動していきます。小屋を基点に見廻りをしていくのです。また、三浦山の入口である小郷が重要な役割を果たしました。小郷の勘兵衛・九郎右衛門・万助とは山内でも顔を合わせ、情報交換している様子がかがえました。見廻り中には、食糧を取りに村へ戻ることもありました。

雨天の日は見廻りができないので、その時間の活用が必要でした。今回紹介した武久の御山見廻りでは、人足たちが草履・わらじ作りに精を出していたことがわかりました。この年ではありませんが、読書をしていたこともあったようです。<sup>(27)</sup>武久は村の内外の人たちと本の貸し借りをしており、三浦山への御山見廻りの際にも本を持参して、雨天の日や夜間に小屋で楽しんでいます。酒屋政助から本を借りて転写もしています。<sup>(28)</sup>

(29)

前掲註(9)太田 a 論文、同前芳賀ブックレットを参照。

(30)

史料上では「尾白山」という記載が多いが、現在使用されている「尾城山」という表記で統一する。

(31)

明和五年「子年中御用状留書」徳川林政史研究所収集史料三八八(第八冊)。以下、徳川林政史研究所収集史料については「林」と表記し、所蔵の記載も省略する。

(32)

太田尚宏『林政史ブックレット二 山村の人・家・つきあい―江戸時代のなかにも生活①―』(公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所二〇二〇年)を参照。

## 2 盗伐をめぐる御山守・村

### (1) 御山守による盗伐の摘発

御山守の重要な職務の一つに盗伐とうぼうの摘発があります。<sup>(29)</sup>盗伐には、「切越きりこし」「背そむき」「隠かくし木ぎ」などの種類がありました。

「切越」は、御留山である三浦山において飛驒国から侵入しての盗伐することを指します。見廻りなどで「切越」の痕跡が見つかる、御山守は名古屋の木曾材木方役所へ書状を出し、飛驒側の村に対して交渉や吟味をして、詫び証文を提出させました。

「背」は村人が御停止木の盗伐や皮剥かわはぎをする行為で、「隠し木」は盗伐した木を山中に隠し置く行為を指します。「背」や「隠し木」を発見すると、御山守が村の庄屋に吟味を指示し、おこなった村人と庄屋から書類を提出させて、御山守は上申書を作成し、村人や庄屋からの書類を添付して、木曾材木方役所へ送りました。木曾材木方では、提出書類を確認して、民政を担当する御国方役所おくにがたへ書類を回します。その御国方役所では、村人を呼び出して処罰を言い渡しました。この「背」へ



図6 尾城山の登山口(白川村から、筆者撮影)

(33) 佐見の一古老の話(尾城山登山口の案内看板より)。

(34) 田原昇・芳賀和樹「林政史ブックレット三 尾張藩林政のなかの御山守」(公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所、二〇二二年)を参照。

の対処については、木曾材木方への報告において、御山守に一定の裁量権があったものと考えられています。

## (2) 明和五年の尾城山背き伐り一件

### 背き伐りの発見

本書では、明和五年(一七六八)の尾城山背き伐り一件について具体的にみていきましょう。明和五年一〇月上旬に内木善右衛門(武信)が見廻りをしていたところ、尾城山<sup>(30)</sup>で御停止木の背き伐りを発見しました<sup>(31)</sup>。当時、内木家は彦七(武久)が御山守で、善右衛門はその子になります<sup>(32)</sup>。

尾城山は加子母村と付知村の間にある塞の神峠を見下ろす位置にあって、元龜年間(一五七〇)七三に飛驒を領した三木勢の隠し砦として、この塞の神峠を越えて攻め入る苗木の軍勢の動向をこの山頂でのろしを上げて舞台峠<sup>ぶたいちげ</sup>にあった威徳寺城<sup>いとくじじょう</sup>へ知らせたといわれ、尾城とは尾根にあった城という意味であるといわれています<sup>(33)</sup>。

村からみると、尾城山の位置は、加子母村と美濃国加茂郡有本村(現・岐阜県加茂郡白川町)、同国同郡越原村(現・岐阜県加茂郡東白川村)の三か村の境にあたります。加子母村は尾張藩領でしたが、有本村・越原村は苗



図7 尾城山周辺地図(国土地理院発行の地図を加工引用)

木藩領でした。藩領の境でもあったわけです。苗木藩は、苗木城(現・岐阜県中津川市)を居城とする遠山家を藩主とする一万石の藩でした。領地は美濃国恵那郡の一部、加茂郡の一部に展開しており、明和五年(35) 当時は九代友清(しんしゅうよしみず)一七三五〜一七八二)が藩主でした。(35)

### 加子母村での吟味

さて、背き伐り一件の経緯を追っていきましょう。明和五年一〇月上旬に善右衛門が見廻りをしていて、尾城山で御停止木の背き伐りを発見しましたが、善右衛門は、まず加子母村へ吟味して書付を提出するよう指示しました。(36)

早速、村では吟味をしましたが、背き伐りをした者はわからないので、他領から入り込んで盗み取ったのではないかとという結論に至りました。その証拠に、盗伐された木の切り口を見ると、刃物の跡が加子母村にはない道具を用いたのではないかと考えられました。村からは、以上で吟味を勘弁してほしいと願い出ます。

村による吟味の結果を受けて、御山守の彦七は、この背き伐りについて一月一七日に木曾材木奉行の目下部兵次郎・倉林藤右衛門(37)へ



(35) 木村礎ほか編『藩史大事典 第四卷 中部編Ⅱ 東海』(雄山閣出版、一九八九年)。

(36) 前掲註(31)明和五年「御用状留書」。

(37) 木曾材木奉行については、芳賀和樹「3 木曾材木方の組織と御山守の仕事」(前掲註(34)田原・芳賀ブックレット所収)を参照。

(38) 前掲註(31)明和五年「御用状留書」。

(39) 明和五年「(御山方御用并諸事日記)」(内木家文書B五九一五―一〇)。公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所編『内木家文書 明和五年「御山方御用并諸事日記」』(二〇二一年)も参照した。

文書で報告しました<sup>38)</sup>。それによると、発見された場所は、加子母村だけではなく、他領からも入る場所で、切口は三寸の「刃斧」または「刃広斧」によるもので、加子母村にはない道具であるため、他領による盗伐であろうとしています。

盗伐された木々も具体的に報告しています。ヒノキ六本・サワラ八本の計一四本が盗伐されていました。ヒノキ六本は、切株の差渡し(直径)が一尺一三寸(約三〇〜四〇センチメートル)で、そのうちの五本は今年の春から秋にかけて元伐されたように見え、他の一本は三年前の元伐にみえました。またそのうちの二本は、切株と末木が包み隠されており、いわゆる隠し木でした。一方のサワラ八本は、切株の差渡しが一尺一寸(約二四〜三三センチメートル)で、昨年の秋頃から今年の秋にかけて元伐されたように見え、桶木として割ったようでもありました。サワラも、五本は切株と末木が包み隠されており、隠し木でした。

### 盗伐者の捕縛

彦七が一月一七日に木曾材木奉行へ文書を出した後も、数日間善右衛門と加子母村の組頭・百姓たちは見廻りを続けていました。一月二四日には、加子母村の庄屋政右衛門が内木家へ訪れて、このことについて彦七と話しています<sup>39)</sup>。尾城山では度々背き切りが起こっているので、村でも見廻りを派遣しています。何とか証拠

を取るように申し付けていますが、なかなか行き当たりません。村では、この場所から御材木の仕出しを仰せ付けていただけるようお願い出たいと内談しているのとのでした。

(40) 前掲註(39)日記。  
ちよど彦七と政右衛門が話していた日に、善右衛門たちは他領の者が盗伐をしている現場に出会わせませす。<sup>(10)</sup>この日、善右衛門は、組頭喜作、案内善六、中切<sup>(なかぎり)</sup>(加子

(41) 字については、前掲註(32)太田ブックレットを参照。  
母村の字<sup>(11)</sup>からの人足二名(弥右衛門・利左衛門下人)を連れて、尾城山へ見廻りに入っていました。夕暮れ前に組頭喜作が彦七のもとにやって来ました。その話によると、今日尾城山の二本木<sup>(にほんぎ)</sup>から五〜六町(約五五〇〜六五〇メートル)ほど入ったところで斧の音が聞こえたので、方々へ手分けして四方から押し寄せていき、取り逃さないようにしていましたが、悉く逃げられ、さらに追い回してようやく捕らえ、加子母村の庄屋へ預けました。盗伐者の生まれは、神土<sup>(かんど)</sup>(現・岐阜県加茂郡東白川村)あるいは佐見<sup>(さみ)</sup>(現・岐阜県加茂郡白川町)と答えています。多分佐見の者でしょう。加子母村で見知っている者もいるようです。彦七は、もし白状しなければ、村中で集まってもらえはわかるでしょうと喜作へ申し渡しました。

(42) 有本村は組頭だけで庄屋がないため、その支配は越原村の庄屋儀八郎が勤めていた(前掲註(31)明和五年「御用状留書」)。  
その後、善右衛門も帰ってきました。組頭松右衛門・喜作も一緒です。盗賊は苗木藩領の佐見有本村の孫右衛門<sup>(せがれ)</sup>俵で、松右衛門もよく知っている者でした。有本村の組頭は嘉七郎で、庄屋は越原村の庄屋が支配する場所であるということです。<sup>(12)</sup>案



図8 御宮峠から佐見有本の集落を望む(筆者撮影)

- (43) 前掲註(31)明和五年「御用状留書」、前掲註(39)日記。
- (44) 前掲註(31)明和五年「御用状留書」。

内善六と人足二名は盗賊に付いていますと報告がありました。彦七は、しばらく預けとなると思われるので、盗賊を取り逃さないように、必ず番をつけるよう申し渡しました。村では、盗賊を庄屋宅へ差し置くのもどうかと考えて、組頭松右衛門に預けて、組頭文右衛門も差し添えとし、人足四人の番を付けることにしました。また、有本村へも庄屋の政右衛門から書状を出しました。盗賊が持っていた斧一挺は庄屋が預かっています。

一月二六日夕方に加子母村の庄屋代喜伝次・組頭喜作・茂十郎・松右衛門の四名が彦七のところへ来て、彦七・善右衛門宛の文書を提出しました。<sup>(43)</sup>元伐されていたのは四二本で、その盗賊を召し取って村へ預けているという報告でした。

この村からの報告を受けて、御山守の彦七は、再び日下部兵次郎・倉林藤右衛門へ書状を出します。<sup>(44)</sup>それによると、善右衛門が見廻りをしていたところ、他領の境から六〜七町(約六五〇〜七六〇メートル)程の山内で斧の音が聞こえたので、盗伐している者を四方から囲い込んでいって山内で追いつめて取り押さえました。捕らえた者を加子母村へ連れて帰り、庄屋へ預けました。盗伐していたのは、苗木藩領有本村の孫右衛門忰である幾助でした。幾助については、加子母村でも見知っている

者が多かつたようです。背き伐りされたのは、四二本（ヒノキ七本・サワラ三五本）で、場所は加子母村の前山である尾城山内でした。ヒノキ七本は、切株の差渡しが三寸（一尺四寸（九〇センチメートル））で、そのうち二本は今年の春から秋にかけて元伐されたようにみえ、他の五本は今年の冬に元伐されたようにみえました。一方のサワラ三五本は、切株の差渡しが七寸（一尺六寸（二一〇センチメートル））で、そのうち一六本は今年の冬の元伐にみえ、一九本は昨年の秋頃から今年の春頃の元伐にみえました。ヒノキは角木・板子に、サワラは桶木に使用しようとしていると考えられました。以上のように、奉行へ知らせます。

(45)  
前掲註(31)明和五年「御用  
状留書」、前掲註(39)日記。

その後、幾助の捕縛に対して、一月六日に有本村の組頭・五人組の者たちが加子母村へやって来て、「御上沙汰」とせず、内々に済ませるようお願い出てきました。<sup>(46)</sup>しかし、加子母村では、どう頼まれても「下」で済ませられることではないです。盗賊を預かりたいならば、加子母村とともに奉行へも願書を出すように喜伝次が回答したといえます。加子母村の庄屋・組頭たちは承知しませんでした。

一方、彦七は盗賊が持っていた斧を見たいので、喜伝次へ持ってくるよう申し渡しました。<sup>(46)</sup>盗賊の幾助は斧一挺だけで、鉈も持っておらず、その他の持ち物は木回し一挺、墨坪一つ、焼飯一つ、揉み藁少々を背負い籠に入れていました。彦七も斧を実見しています。

(46)  
前掲註(39)日記。

(3) 村預けをめぐる動向

加子母村から有本村へ

前述したように、背き伐り一件は、御山守から木曾材木方役所へ書類が提出され、そこから御国方役所へ書類が回されて、盗賊は御国方役所へ出頭することになります。出頭するまでは、村預けとなりました。村役人たちが中心となって村で世話をしなければならなかったのです。

(47) 前掲註(39)日記。  
 (48) 前掲註(42)参照。

一月二八日七つ(二六時頃)過ぎに、彦七のところへ加子母村庄屋の政右衛門が相談にやって来ました。<sup>(47)</sup>今日越原村の庄屋と有本村の組頭<sup>(48)</sup>が来て、苗木藩から指示があったのでしようか、盗賊の幾助について預かり証文を提出して預かりたいと願ってきました。案文を書いてきており、加筆してほしいとのことで、「御預り可<sup>おあずか</sup>申<sup>もう</sup>候<sup>こう</sup>」<sup>(49)</sup>という文言は「御預り申候」とすべきなどと指摘しました。儀八郎たちは、預かり証文の案文をお渡しただければ、明日村中へ申し聞かせ、明後日には幾助を預かりに参りたいと言います。彦七は、政右衛門が預かり証文を受け取り、彦七へ回してくれば、役所へ願い出てみようと話しました。

翌一月二九日にも越原村庄屋が加子母村庄屋政右衛門のもとを訪ねてきます。越原村庄屋は、再び案文を持ってきて、苗木藩からどういわれるかわからないの

(49) 前掲註(31)明和五年「御用状留書」、前掲註(39)日記。

(50) 前掲註(39)日記。

(51) 前掲註(31)明和五年「御用状留書」。

で、「相願あいねがい候そうろうて而預り申儀あずかもちぎ」という文言は除きたいと言います。このことを彦七は、組頭の松右衛門から聞きました。彦七は、加子母村からも預かり証文を提出しているのです、この文書も名古屋の役所へ提出したいが、今回は加子母村からの願書として提出してはどうかと提案しました。

その日の八つ頃(一四時頃)に、再び松右衛門が彦七のもとへ文書を持って来ました。<sup>(49)</sup> 加子母村の庄屋政右衛門・組頭松右衛門・喜作から御山守の内木彦七・善右衛門へ宛てた願書でした。ただ、松右衛門と喜作の印判がなかったので、持参するよう指示して調印してもらいました。加子母村の役人たちが、村預け中の幾助を越原村の庄屋と有本村の組頭へ預けたいと願ひ出るかたちを取りました。村預けは、加子母村ではなく、有本村でおこなうということで、両村の思惑が一致したのです。<sup>(50)</sup>

翌一月晦日四つ頃(一〇時頃)に、加子母村庄屋代の喜伝次が彦七のもとへやって来ます。<sup>(51)</sup> 有本村からも加子母村庄屋・組頭へ宛てた預かり証文が届きました。<sup>(51)</sup> 幾助の親である孫右衛門とともに、越原村の庄屋儀八郎、有本村の組頭嘉七郎、五人組頭文右衛門・恒右衛門、惣百姓代半兵衛という五名の連名で加子母村の庄屋・組頭へ宛てた文書です。そこには、捕縛された幾助を加子母村の村預けとして、は「至極迷惑しごくめいわく」なことに思われるので、役所より通達があるまで有本村で預かると

(52)  
前掲註(39)日記。

しています。この文書を彦七のところへ持ってきた喜伝次は、この文書を彦七に見せ、幾助の引き渡しに立ち会うかと尋ねます<sup>(52)</sup>。庄屋政右衛門からの問い合わせだったようです。それに対して、彦七は引き渡しの際にこの証文を持たせれば、村から村への差し預けなので、立ち会いには及ばないと回答しました。

(53)  
前掲註(39)日記。

その後、八つ頃(二四時頃)に加子母村の組頭喜作が彦七のところへ来ました<sup>(53)</sup>。今日苗木藩領から幾助を預かりに来た人たちについての報告でした。越原村の庄屋儀八郎、有本村の組頭嘉七郎・五人組文右衛門・百姓九名の計一二名でした。喜作は、引き渡しに際し、彦七・善右衛門親子の立ち会いを再び願ってきました。庄屋の政右衛門からのお願いだったようです。午前中に喜伝次へ立ち会わないと回答していたにもかかわらず、村役人たちも不安だったのでしょう。彦七は、今日は取り込んでいたので、善右衛門をちよつと行かせるようにするので、組頭が迎えに来るようにと回答しました。すると、すぐに組頭の助兵衛が迎えに来ました。善右衛門は中切の松右衛門のところへ行きます。

その善右衛門は、七つ(二六時頃)過ぎに帰宅しました。組頭の喜作・助兵衛も一緒です。盗賊は腰に縄を付けて引き渡され、縄付きのまま連れていかれたと、彦七へ引き渡しの様子を報告しました。その後、組頭の儀左衛門が有本村からの証文を持って来ました。

(54) 前掲註(31)明和五年「御用状留書」、前掲註(39)日記。

(55) 幾助が持っていた斧の形を写し取ったものと思われる。

(56) 前掲註(31)明和五年「御用状留書」。

このような加子母村・有本村の動きに対して、御山守の彦七は、その日のうちに木曾材木奉行の日下部兵次郎・倉林藤右衛門へ文書を出します<sup>(54)</sup>。それによると、大切な囚人を昼夜に渡つて番をすることは、加子母村にとつて「迷惑」なことであり、役所で吟味がなされるまでは、越原村の庄屋儀八郎、有本村の組頭一名・五人組一名・百姓九名の計一二名が預かり証文を持ってきたので、囚人を彼らへ預けます。ただし、盗伐の持っていた斧一挺は、加子母村の庄屋が預かるという内容でした。この書状には、他に一二名の名前を記した人数書一通、斧形一枚<sup>(55)</sup>、加子母村からの願書一通、越原村からの証文一通が付けられ、合計五通を一封にして板に挟んで、彦七は七里飛脚<sup>しちりびきゃく</sup>の勘助へ渡しました。

#### 有本村から加子母村へ

それに対して、一二月二日付で奉行の倉林藤右衛門から彦七へ回答が出されま<sup>(56)</sup>す。倉林からは、善右衛門が召し捕らえて加子母村へ預けたことは承知しており、既に口上で御国方御用人衆たちへ申し達しています。加子母村にとつて迷惑であっても、裁許があつてから有本村への預けとなるはずで、彦七の心得は違っているのだ、盗賊はくれぐれも加子母村の村預けへ戻すようにという指示でした。

この倉林からの書状を彦七は一二月四日に受け取り、その日に加子母村の庄屋代



(57)  
前掲註(39)日記。

(58)  
前掲註(31)明和五年「御用  
状留書」。

(59)  
前掲註(39)日記。

(60)  
前掲註(39)日記。

喜伝次が来たので、書状の内容を伝えます<sup>(57)</sup>。先日有本村へ預けた盗賊は、加子母村へ引き取るよう指示し、喜伝次も了承します。このときに、以前木曾材木奉行へ差し出した加子母村からの願書と有本村からの預かり証文を喜伝次へ渡しました。このことを受けて、加子母村の庄屋政右衛門、組頭勘右衛門・喜作、惣百姓代宇右衛門から越原村の庄屋儀八郎、有本村の組頭嘉七郎へ文書が出され、幾助は加子母村で村預けとするよう仰せ渡しがあつたことを有本村へ伝えました<sup>(58)</sup>。

早速翌日、庄屋代の喜伝次が彦七のところへやって来て報告します<sup>(59)</sup>。越原村へ連絡しましたが、庄屋は苗木へ行っていて留守で、すぐには回答できないとのことでした。苗木へ庄屋を呼びに行くので、庄屋が帰村するまで待つてほしいとのことでした。

翌一二月六日朝、喜伝次が再び来て、盗賊を引き渡されるので、請取書の案文を持ってきました<sup>(60)</sup>。彦七は、案文を写しておきます。八つ(一四時)頃には、組頭勘右衛門が彦七のところを訪れます。今から有本村へ盗賊を迎えに行くとのことでした。加子母村の組頭文右衛門、人足五名が有本村へ向かいました。夕方からは雪となり、彦七も盗賊を連れてくるのを待っていました<sup>(60)</sup>が、連絡もなく、一向に連れてきません。庄屋の政右衛門へ問い合わせましたが、まだ連れてこないという回答でした。

(61) 前掲註(31)明和五年「御用状留書」。

(62) 前掲註(31)明和五年「御用状留書」、前掲註(39)日記。

(63) 明和六年「御山方御用并諸事日記」(内木家文書B五九—九一八)。

(64) 明和六年「丑年中御用状留」(林三八八(第九冊))。

四つ(二三時)前頃になって、庄屋代の喜伝次、組頭の勘右衛門・文右衛門が彦七のところへ来て、只今盗賊を連れてきましたと彦七へ報告しました。越原村庄屋が出向いてきて引き渡しに立ち会い、見送りとして有本村の組頭たち九名が付き添ってくれました。

また、庄屋の政右衛門が彦七へ立ち会いますかと問い合わせましたが、彦七は立ち会いには及ばないと回答しています。再び盗賊が加子母村への村預けとなるにあたり、村で宿を誰も引き受ける者がいなかったため、一組ずつ持ち回りで引き受けることにするつもりでした。今晚は組頭喜作が預かりました。この日のことは、加子母村の庄屋政右衛門、組頭松右衛門・喜作から御山守の彦七へ加子母村で幾助を預かったことが文書でも報告されています。<sup>(61)</sup>

その報告を受けて、その日のうちに彦七は倉林藤右衛門へ返信を出します。<sup>(62)</sup> 役所へうかがわずに盗賊を有本村の預けとしたことは「無調法」<sup>ぶちようぽう</sup>でしたので、加子母村の庄屋を呼び出し、組頭二名・百姓五名が幾助を引き取りに有本村へ行き、一二月六日に加子母村で引き取って村預けとしました。村には、幾助を一問へ押し込めて、昼夜にわたり番をするよう申し付けたと報告しました。結局、幾助は加子母村での村預けが続くこととなります。

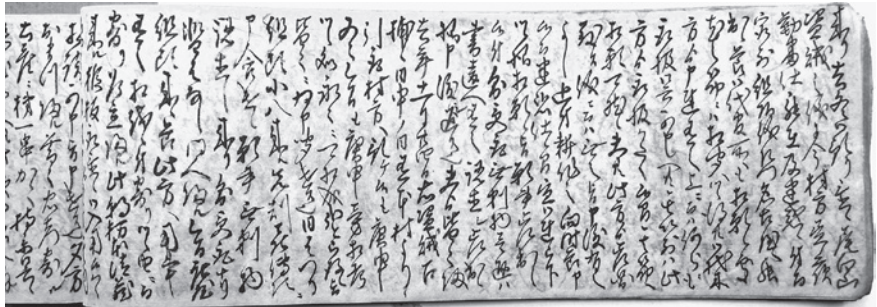


図9 明和6年「御山方御用并諸事日記」2月7日の記事(内木哲朗家所蔵)

### 村預けの年越し

その後、翌明和六年(一七六九)になっても、加子母村への村預けは続いていました。そのため、二月七日七つ(二六時)頃に加子母村の庄屋倅喜伝次、組頭清十・孫三郎・甚右衛門・伝六の五名が彦七のところへ来ます。<sup>(63)</sup> 盗賊を昼夜にわたって番をすることは迷惑なので、先日組頭の儀左衛門が名古屋へ行つた際に、代官所へも相談しました。代官所では、もつともなことだが、木曾材木方からの達しであるので、その筋へお願いすることはできるとの回答があったと彦七に話します。

そして、加子母村から御山守の彦七へ再び願書が出されました。<sup>(64)</sup> 願書の差出人は、庄屋政右衛門・組頭儀左衛門・伝六・甚右衛門・孫三郎の五名です。それによると、村預けの昼夜の番には、「番人足」を昼三人・夜五人付けていますが、これから農業の時期となるため、村中では大変な難儀<sup>なんぎ</sup>となります。盗賊の幾助を養っていくために、さまざまなものも必要で、そのことも村の難儀となっていますので、勘弁してください。早く裁許<sup>さいしよ</sup>されるようお願いしてほしいというものでした。

彦七は、村からのこの願書を受け取りましたが、書き違いがあったので、書き直して提出するよう申し渡します。その後、組頭の小八が願書を書き直して

(65)  
前掲註(63)日記。

持つて来ました。それから、彦七は思い返します<sup>(65)</sup>。昨年一月二四日に盗賊が捕まった日が申の日、有本村から引き取つて加子母村で預かった日も庚申の日、またまた今日も庚申の日であるので、そのことを考えると、大変長期間になったものだと日記に書いています。

この日は夜になって、組頭清十・助右衛門、後から喜作・平七・善六が彦七のところへやって来て、吸物・酒・蕎麦切りでもてなされました。そこでも、尾城山の盗賊の話になりました。清十は、先程の儀左衛門が代官所へ願書を差し出した件の続報を話します。代官所から御国奉行衆へ願書を取り次いでもらいましたが、御国奉行衆からは取り上げられないとして差し戻しとなつてしまいました。この件は、内木彦七へ願うようにとの代官の内意が伝えられたとのことでした。

(66)  
前掲註(64)明和六年「御用  
状留」。

この願いを受けて、御山守の彦七は、二月八日に再び木曾材木奉行の目下部兵次郎・倉林藤右衛門へ村からの願書とともに書状を出します<sup>(66)</sup>。盗賊の番は村で迷惑しており、裁許していただけるよう願書を代官所へ提出しようとしたところ、直接御国方奉行所へ提出するもので、代官所では取り扱わないので、差し戻すようにとのことでした。この件は木曾材木奉行の管轄であるので、彦七から願書を差し出してはどうかと代官所から内意としてうかがいました。また、有本村の人たちは、尾城山の御停止木をたくさん伐採した幾助に対して、厳しい吟味がなされると、どのよ

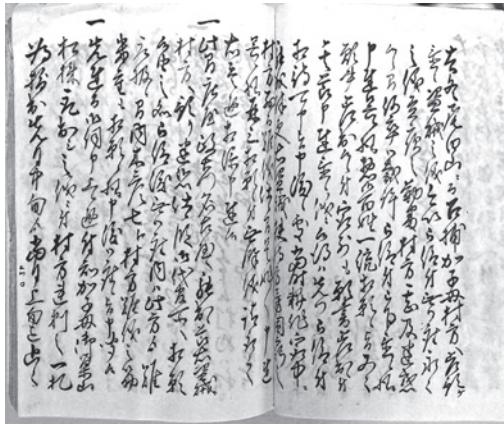


図10 明和6年「御用状留」3月13日の記載  
(徳川林政研究所蔵)

(67)

前掲註(63)日記、前掲註

(64)明和六年「御用状留」。

(68)

前掲註(64)明和六年「御用状留」。

うな白状をするか、殊の外「驚怖<sup>きょうふ</sup>」しているとの話が聞こえてくるとも報告しています。早期の裁許を実現するために、代官所への願書を試みていることや、有本村での心配を伝えるなど、御山守の彦七は裁許が進むよう手を尽くしています。

それでも、裁許はなされません。さらに三月一二日八つ半頃(一五時頃)に加子母村の庄屋代喜伝次・組頭一二名がやって来て、惣百姓の願いであるとして彦七へ願書を出します<sup>(67)</sup>。差出人は、庄屋政右衛門・組頭孫三郎ら一二名で、村を挙<sup>あ</sup>げてのものでした。この願書でも用件は同様で、幾助の村預けで村は難儀しているため、御

救<sup>すく</sup>いしていただけるよう惣百姓で願っています。先日もお願いして、未<sup>いま</sup>だ沙汰がないけれども、裁許してほしいというものでした。指図次第で名古屋へでも行くという皆からの強い願いで、彦七は願書を受け取らざるを得ませんでした。

加子母村の惣百姓からの願いを受けて、三月一三日に再び彦七から日下部兵次郎・倉林藤右衛門へ書状を出します<sup>(68)</sup>。以前から願書を差し出してきましたが、今もって仰せ付けはありません。再三にわたる願書ですが、村から受け取らざるを得ませんでしたので、添付します。この間、庄屋の政右衛門が名古屋へ行った際に、村預かりに迷惑していることを代官所へ願ったところ、仰せ渡し

(69) 前掲註(64)明和六年「御用  
状留」。

があるまでは代官所で取り扱うことはできないので、内木彦七へ願い出て申し渡し  
てもらおうようにとの話がありましたと報告しています。これに対して、日下部・倉  
林からは、三月二二日付けの返信があり、この書面のことは承知したとだけありま  
した。

### 解決へ向けて

四月二一日申上刻(二六時頃)、川上山にいた彦七のもとに急御用状が届きます。小  
夫の常八が持つて来ました。それをみると、日下部兵次郎・倉林藤右衛門から内木  
彦七へ宛てた四月九日付の書状で、幾助は御国方で引き取り、入牢を申し付けら  
れ、四月一〇日に御国方の足軽たちが名古屋を出立します。加子母村に到着次第、  
幾助を引き渡すようにとの指示でした。御国方御用人から御材木方役所へ連絡が  
あった内容を伝えられています。

その日のうちに、彦七は立ち合いに出張していた川上村から加子母村庄屋へ書状  
を出して、この旨を伝達しています。また、夜中には倅の善右衛門へも引き渡すよ  
う書状を出しています。このとき、彦七は四月九日から一九日まで川上山の雑木根  
木口印入れに立ち会っており、加子母村には不在でした。そのため、善右衛門に引  
き渡しを頼んだのでしょう。

(70) 前掲註(63)日記。

(71) 前掲註(64)明和六年「御用状留」。

幾助の引き渡しについては、四月一三日に彦七から日下部兵次郎・倉林藤右衛門へ書状で報告しています<sup>(71)</sup>。この書状も彦七の出先である川上村から出されました。善右衛門が加子母村の庄屋のところまで出向き、引き渡しが進んだ後、川上山にいる彦七まで報告したことによるものです。

この書状によると、四月一二日晩六ツ時(六時)に、引き取り役人五名が加子母村に到着しました。御国方足輕の吉田郡蔵・奥村五左衛門、目明しの三郎治・文六、代官方手代の浅野留平次の五人です。幾助の連行には、加子母村の庄屋代一名・百姓一名も名古屋まで付き添いました。また、加子母村から中津川宿までは人足五〇名の見送りが仰せ付けられました<sup>(72)</sup>が、「困窮村」<sup>こんきゆうむら</sup>を理由に人足数を三六名に減らしてもらいました。幾助は、手錠<sup>てじょう</sup>を打たれ、駕籠<sup>かご</sup>に入れられました。

その後、四月一八日に彦七から日下部兵次郎・倉林藤右衛門へ書状が出されています<sup>(72)</sup>。幾助の所持していた斧一挺についてです。庄屋の政右衛門が預かっているが、そのまま預かっていてよいかという確認でした。それに対して、四月二一日付で、日下部兵次郎・倉林藤右衛門から内木彦七への書状が出され、指示するまで庄屋が預かるようにとの回答でした。

最後に、詳細に経緯を追ってきました尾城山背き伐り一件ですが、残念ながら、御国方役所へ連行された幾助がどのような処罰であったのか、今のところ不明で

す。死罪ではなかったものと推測しますが、具体的な検討は今後の課題としておきたいと思います。

以上みてきましたように、盗伐は御山守たちによる定期的な見廻りによって発見され、見廻りを行うことで盗賊を捕まえることにつながることもありました。見廻りは重要な仕事であり、発見する力が必要な仕事であったと考えられるでしょう。そして、御山守たちは、盗伐に使用した刃の痕跡などを細かく分析して、盗賊を推理していたことがええました。

盗賊が捕縛されると、村↓御山守↓木曾材木奉行↓御国奉行のルートで文書を通じて伝達され、御国奉行が裁許しました。今回取り上げた事例でもあったように、盗賊のいた村(有本村)では、奉行へ訴え出ないよう内密に解決しようとする働きかけますが、それを判断するのは御山守でした。

また、裁許がされるまでの間、盗賊は村預けとなりました。村では、昼夜にわたって盗賊に見張りの番を付け、盗賊の身の回りの世話もしなければなりません。村に牢屋などもなかったのです、どこかで引き受けるかなども問題になったと思われます。今回の事例では、加子母村の組ごとに持ち回りで引き受けていたようでした。その村預けも、今回の事例では約五か月にわたる長期的なもので、村の負担は特に大きなものでした。盗賊が他の藩領の者であったため、裁許まで特に時



間がかかったのかもしれませんが。

それに対して、村では御山守や代官所へ裁許を進めるよう、度々願い出ています。裁許を下すのは御国方奉行であり、御山守は住んでいる村からの要望を受けながら、木曾材木奉行へ願い上げ、その木曾材木奉行から御国方奉行へ伝達してもらわなければならなかったのです。御山守は、奉行と村の板挟みとなっており、調整する力が大きく問われたといえるでしょう。

### 3 村方と御停止木

#### (1) 木曾五木の成立

##### 尾張藩の林政改革と御停止木の設定

江戸時代の初めより、幕府の直轄領（幕領・天領）として建築用材を供給し続けた木曾山は、大量の伐採により寛永年間（一六二四～四四）には「つみやま 尽山」と呼ばれるほど荒廃が進んでいました。寛文五年（一六六五）になると、尾張藩は代官である山やま村甚兵衛むらじんべえに任せていた信州側の「もときぞ 本木曾」支配を藩の直轄に変更し、ヒノキなどの有用な針葉樹が生育する山々を「留山」に指定して伐採を全面的に禁止するなどの方策を採りました。これらの改革をまとめて、寛文の林政改革と呼びます。

ところで同藩は、御留山の指定よりも前から、幕府に献上する鷹狩用の鷹雛たかひなを捕らえることを目的に「おすやま 御巢山」を設定し、村人の立ち入りを禁止していました。御留山・御巢山は藩直営の禁伐林きんぼつりんであり、村民が家作木かさくぼく（屋敷や小屋の建築材）や薪たきぎの伐り出しに利用できたのは、これらを除いた「あやま 明山」と呼ばれる山々でした。

ところが、寛文の林政改革後も森林の荒廃は止まらず材木の需要は増え続きま



ました。

一方、留木は民間材の保護を図るもので、藩の許可があれば村民が伐採し利用することができました。留木として定められた樹種は、クリ・マツ・ネズコ(クロベ)でしたが、ネズコ(クロベ)は享保一三年に御停止木に組み入れられたため、留木からは除外されました。

### 御停止木をめぐる村方の混乱

こうした有用樹種の利用制限に対し、村方では混乱が生じていたことがうかがえます。たとえば、次の書状では毛利仁蔵という人物が、御山守である内木家に対して「ツキ(ケヤキ)」は雑木なのか、それとも御停止木なのかを尋ねています。

(73)

(江戸)五月九日(付知村のうち槻背伐達の儀、槻木何年御停止に相成候やの旨などにつき御用状 毛利仁蔵 ↓御用内木彦七様、内木家 文書B二〇一―一〇―二〇)。

先達而付知村之内槻背伐達候儀ニ付、元來槻木之儀ハ雑木之儀ニ而無之哉、右雑木ならハ吟味達等之意ミも有之儀ニ付、尤御停止木之儀ならハ是迄之通吟味達相取調可然旨、全株槻木之儀ハ御停止木ニハ何年頃日根極相成候哉と辻村勘兵衛殿御尋御座候ニ付、役所御留留帳類吟味仕處、何年頃ハ槻木御停止ニ相成申候哉、一向役所ニおゐて相分不申候、付、定而尊公様御手前にハ前文根極御留帳等御座候哉ニおま方之申聞候、仍之一応尊公様へ及御問合申候



どと呼ぶ)、御用材の伐り出しで残された材〔かぶき株木〕や〔すえき末木〕など)を放置することは、腐朽が進むなどして良木(りようぼく)の生長を妨げ、次世代の森林を育てるための環境整備に悪影響となっていました。このような古損木や残材を積極的に利用することは、良木をできる限り温存することに繋がったのです。

また、宝暦一四年(一七六四)には幕府の勘定奉行である石谷清昌(いしがきよまさ)によつて御林でスギとヒノキの育成が試みられ、木曾山でもその影響を受けてか、一八世紀以降、スギやヒノキなどの植林事業が進みました。

たとえば、二代目御山守である武久は、木曾材木方の指示を受けて宝暦年間(二七五―六四)から明和年間(二七六―七二)にかけて、スギの苗木を試験的に育成していました。また同時に、ヒノキの種子を直接山中などへ蒔き、発芽を待つ直播(じかまき)も宝暦年間から明和年間(二七八―八九)まで断続的におこなっていました。特に、ヒノキの種子を採取する際には、御停止木であるため枝葉を傷つけないよう細心の注意を払わなければなりませんでした。

明和年間以降、濃州三ヶ村の御巢山では、ヒノキ・スギ・クリなどが盛んに植林されるようになりました。当時、加子母村では木曾材木方の許可を得て、細野御巢山・福崎御巢山のうち御用材の伐採跡地で松の根株を掘り取っていました。しかし、伐り出した箇所をそのままの状態にして置くと、雨が降ったときに雨水が急激

(77)  
 明和八年「御山方御用并諸  
 事日記(内木家文書B五九  
 一―一五―九)二月一五日・  
 一六日条。

に川へ注ぎ込み、洪水の原因となるため、木曾材木方は跡地へヒノキの苗木を植え付けるように指示しました。跡地へヒノキを植林することは、山地の保全と御用材の有用樹種の育成を図るための方策だったといえるでしょう。

### ヒノキの残材利用と御山守

さて、先述のとおり村方では家作木に古損木・残材が積極的に利用されていましたが、明和八年(二七七二)二月一五日に材木奉行である倉林藤右衛門は、家作木として生木以外に根木・末木・古木などを使い始めた時期について、武久に尋ねています。

昨日御頭おかしら被仰越おほせ候せ一件之儀御諸事相認あル也、三ヶ村家作之儀御停止ち候ます。木・生木之外根木・末木・古木等遣やハいつ比御願申上候とも相定まり候儀無御座、私共御山内見廻之節古木場見当り候而も相改不申候、家作之儀、父彦七・田口忠太夫相勤候節分出来後一通り見分仕候迄まで、而、古木ニ而戸障子等相見候而も相改不申旨ます。

翌日、この問い合わせの件について武久が返答しています。父武益や田口忠太夫が御山守を務めていた時より、家作木として根木・末木・古木などを使い始めた時期については特に規定があったわけではないこと、父彦七と田口忠太夫が御山守

を務めていた際には、家作が終わった後に一通り見分することになっており、戸障子しょうじに古木などが確認できたとしても改めることはしなかったと述べています。実際にヒノキの古挽板を戸障子に用いていることについては、次の史料からもわかります。

ひのきひのきききいたいたここじじゆうゆうまいまい、ながながささろろくくししやくやくよりよりははつつししやくやくまで、  
松挽板五拾枚、長六尺はばいっしやくよりいっしやくなすんまで、巾あつさし壹尺ぶよりろくぶまで、  
右者みぎは先年せんねん堀木ほりき之の節せつ御改置おあらためおき相用あいまちひ候そうろうつかい、仕こびきいたかこいひおきもうし残りそうろうし古挽板こびき囲かこいひ置おきもうし申候そうろうし、  
御見分ごけんぶん受戸障子うけとしょうじ等など二相用あいまちひ申度もうしたくぞんじ奉存たままつりさうろうあいだ候間、御改御免おあらためごめん被成なした下候なされそうろうよう、  
ねがいあげたてまつりそうろう(78)  
奉願上候

(78)  
(文化一〇年)閏一月年  
恐奉願上候御事(松挽板  
五〇枚、戸障子等に用いた  
き旨につき下書、内木家文  
書B五―七―一)。

この文化一〇年(一八一三)の記録によれば、残材であるヒノキの古挽板を戸障子として再利用することを付知村の百姓が願い出て、御山守の許可を得ていることがわかります。先の日記には、家作見分の際、戸障子に古木などが使われていても改めることはしないと返答していましたが、御停止木であるヒノキの残材を家具類に用いる場合は、やはり許可を得る必要があったようです。

この他にも、ヒノキにかかわらず古損木や残材は、家作だけでなく家具類にも用いられています。これらがどのように利用されていたのかについては、まだ詳しくはわかっていないため、今後の史料発掘に期待されるところです。



## 4 家作見分と村方

### (1) 御山守による家作見分

#### 家作見分実施の経緯

(79) 享保一七年「三浦三ヶ村御山諸事御用留(内木家文書B六二―二一九)。

(80) 前掲註(9)太田 a 論文。

御山守の本来的な職務は、①三浦山の国境を明確に示す「伐明ヶ」と見廻り、②三ヶ村に所在する御巢山・御留山の巡察があります。<sup>(79)</sup> 寛保三年(一七四三)には、新たな職域として「三ヶ村の家作見分」が加えられました。<sup>(80)</sup> 家作見分とは、村民が屋敷や小屋などを建てる際に、御停止木の使用の有無を検査するためのもので、間接的に盗伐を防止する意味合いもありました。この経緯については、宝暦六年(一七五六)二月頃、武久が加子母村内の中切<sup>なかぎり</sup>から上桑原<sup>かみくわばら</sup>へと移転し、新規に普請をおこなった居宅の見分を木曾材木奉行へ願い出たことに始まります。<sup>(81)</sup>

(81) 宝暦七年「丑年中御用状留」林三八八(第一冊)。

これに対し奉行の回答は、どのような理由からこの見分をおこなう必要があるのかと内詰<sup>うちづめて</sup>手代<sup>てだい</sup>に問い合わせ、制度の廃止を示唆します。そこで内詰は、武久に家作見分の由来を調査するようにと指示しました。

武久は自家に伝わる「留書」から、寛保三年五月に付知村の田口忠太夫が新たに御山守に就任する際、翌月付で「諸事御山方しまメリ」を伺い出たときの書類に、家作見分を命じられたという記述があることを見つけ出しました。しかし、田口忠太夫は翌年の八月に病死し、以後は付知村から御山守に任ぜられる者がなく、忠太夫が取り扱ってきた記録類は封印されているため、中身の確認まではかないませんでした。

田口忠太夫は、わずか二年間だけ御山守の職を担った人物です。現存する史料ではまだはつきりとはわかりませんが、三ヶ村の庄屋がそれぞれ各村の御巢山・御留山の取り締まりを担当していた旧来のあり方に準じて、付知村からも庄屋一族の者を御山守に任命してほしいとの運動があつたのかもしれない。

また、内木家と異なる家筋から新たに御山守が立てられたことにより、御山守の職務内容が改めて整理・確認されたことは想像できるでしょう。こうした動きのなかで、家作の際に御停止木が使われていないかどうかを検査する家作見廻りが新たに献策され、採用されたものと考えられます。

さて、家作見分を実施するにあたり、二種類の文書の作成が義務付けられました。一つ目が「家作願書」で、二つ目が「家作連判れんぱん一札」です。

(安永二年)「御山方御用  
井諸事日記」(内木家文書  
B五九一二〇—一四)正月  
二五日条。

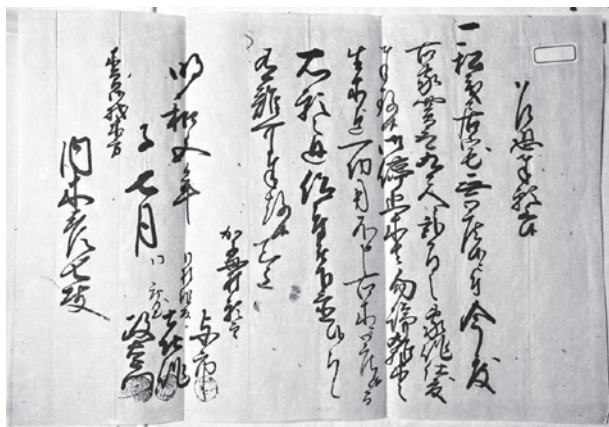


図12 家作願書の例  
明和5年7月、加子母村与市らによる家作願書  
(内木哲朗家所蔵)

### ①家作願書

まず家作願書とは、家作をおこなう者が所属する村の庄屋と家作主の村組の組頭が差出人となり、御山守に対して取立ての許可を願い、その際には御停止木を使わない旨を誓約した文書のことです。

御山守が事前に案文あんもんを示し、庄屋らがそれに沿って記述していたため、文書の文言に違いはほとんどみられません。家作願書に対する許諾権限は御山守が有しており、当該地域の御停止木制度を監督する立場であることを改めて印象付けています。<sup>(82)</sup>

一方、無届けで家作を始めた者に対しては、どのような対応をしていたのでしょうか。たとえば、安永二年(一七七三)九月、武久と一緒に三浦山に入山していた人足から、加子母村の清六という人物が「家作押直シ」を始めたという情報を聞き出しています。<sup>(83)</sup>その後、山中へ持参していた留書を調べたところ、家作願書が見当たらなかったため、下山後、庄屋に対して家作の停止と吟味を命じました。翌日、清六が所属する村組の組頭吉左衛門が武久のもとを訪れて弁解しました。そして、家作願書を提出し、武久はこれを受理して、改めて許可を与えました。

(83) 前掲註(82)日記 九月一日・一日・二六日条。

(84) 前掲註(82)日記 三月一日条。

(85) 中村琢巳『近世民家普請と資源保全』中央公論美術出版、二〇一五年。

(86) 浅井良亮「近世加子母における災害と御山守―洪水と橋木に注目して―」『徳川林政史研究所研究紀要』第五五号(『金鯢草書』第四八輯所収)、徳川林政史研究所、二〇二一年。

(87) 頂部が二股に分かれた柱で、一方の枝を短く切って側桁を支え、他方を斜め上に伸ばして上屋根を受けているもの。つまり一本の柱で上屋根の二本の役割をもたせたものである。

(88) 前掲註(82)日記 九月朔日条。

この一連の流れからは、御山守が人足の話などから村内の家作の情報を得ていたこと、登山中にも留書を持参して不審な事案をチェックする態勢を整えていたこと、無届けの家作に対して停止を命じることができたこと、実際に家作に着手していない段階では、願書の提出により許可を与えたことなどが確認できます。

また、家作願書を提出すべきか否かについても、御山守による判断基準があったようで、薪小屋において新木を用いるときには願書の提出を命じています<sup>(84)</sup>。

村方では、家作木として利用することができると樹種は限られており、材木自体の性質と植樹の育成状況などを踏まえて、樹種を選択しなければなりません<sup>(85)</sup>。

たとえば、村方の橋木の材木として、御停止木に該当するヒノキを利用する場合においても、ヒノキの「疵木」やサワラや雑木を取り混ぜて使うことを命じるなど、御山守により古損木の活用が積極的に推進されています<sup>(86)</sup>。

さらに、<sup>またばしら</sup>股柱<sup>(87)</sup>で小屋を建てたいと申請した際には、<sup>せせき</sup>礎石<sup>(88)</sup>を置いて柱を立てる場合は願書を提出させ、<sup>ほったてこや</sup>股柱のような簡易な掘立小屋については、提出するにはおよばないとしています<sup>(88)</sup>。

このように御山守は、家作をおこなう前には願書を提出させ、不正な材木の使用を抑制する役割を果たしていました。こうした背景には、稀少な御用材を守る規制と村方の利用とのせめぎ合いがうかがえます。

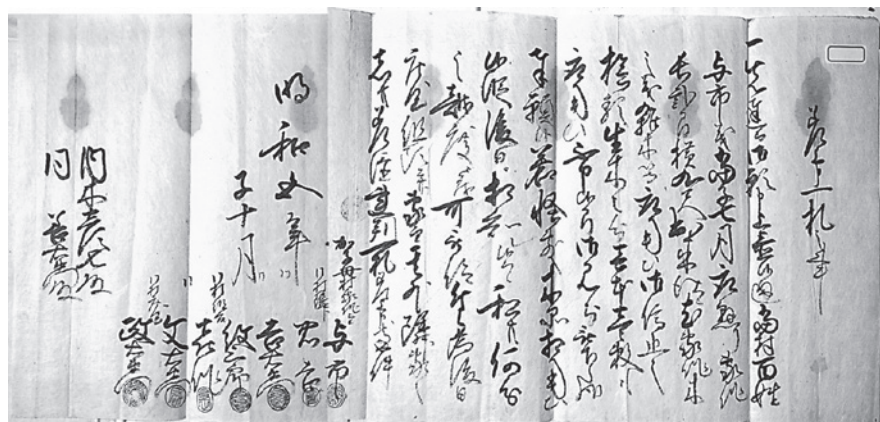


図13 家作連判一札の例

明和5年11月、加子母村与市らによる家作連判一札  
(内木哲朗家所蔵)

## ②家作連判一札

家作普請が終了すると、御山守により家作見分がおこなわれましたが、村方ではその前に家作連判一札を提出しなければなりませんでした。この家作連判一札とは、普請が完了したため見分を願い出るとともに、御停止木を使っていないことを家作主・隣家の者・組頭・庄屋が連名で保証するという内容になっています。この一札の提出は、明和四年（一七六七）から新たに実施されたものでした。

同年五月に、木曾材木奉行が年寄衆へ提出した伺書に対する回答付札の写<sup>(8)</sup>によれば、村方の規律が緩み、御停止木を家作に用いる事例が発生してきたため、御山守の武久が、すでに川上村が提出していた連判一札を参考にして、これを加子母村・付知村にも提出させれば、相互の吟味につながり、取り締まり向きもよくなるのではないかと建言したことが書かれています。木曾材木奉行は、この建言を「尤之筋<sup>もつものすじ</sup>」であると判断して年寄衆へと上申し、年寄衆も同意して裁可を受けました。

御山守は、みずからの献策によって、家作見分の実施に先

(89) 明和四年「亥年中御用状留」(林三八八(第七册))。

(90) 判物とは、署名・捺印のある文書を指し、無判物はそれらがない文書のことをいう。

立って連判一札を提出させるといふ、新しい制度を創出しました。この結果、村方から「判物」<sup>(はんもつ)</sup>「無判物」<sup>(むはんもつ)</sup><sup>(90)</sup>の証文が提出され、木曾材木方へ送付するという職務が新たに加わることになったのです。

## (2) 書類不備への対応

内木彦七による家作願書のチェック

みずからの献策によつて家作見分という職務を認めさせることにより、御山守の立場を維持するためにも、武久は家作に関する手続きを徹底して取り組んでいました。

まずは、家作の手続きが順調にいった事例を、当時の日記の記述からみていきましょう。これは、付知村の山本に居住していると推測される杣頭の清助<sup>(ぞまがしら)</sup>という者が、小屋作りを申請したときの事例です。

山本清助儀少々成小家作り申度由、雑木かな木相用ひ御停止之生木類相用ひ申間敷候間、願之通被仰付被下候様①願書判物・無判物両通持参差出し受取之、勿論出来後②見分之節ハ、庄屋・組頭・隣家之者へ連判一札相受取候間、③龜抹之木品相用ひ不申様精々申付候様、尤勝手次第取掛り候様申渡し遣ス也<sup>(なり)</sup>

(91) 前掲註(39)日記 二月七日 条。

(92) 「かな木」とは「鉗」とも書き、細くて堅く利用価値の乏しい木のことをいう。

(93) 屋号「野」の人。

(94) 前掲註(39)日記 七月一六日条。

これによれば、まず手順として①願書の判物と無判物両方を御山守である内木彦七に提出しています。これが、いわゆる「家作願書」にあたります。その後、②見分の際には、村の庄屋・組頭・隣家の者が並べて自署・捺印をした文書を提出します。これが「家作連判一札」を指しています。最後に、③雑木や「かな木」のような粗末な材木を使用し、御停止木は使わないようにと念を入れ、許可を下しています。

ところが、書類提出の手順や記載内容に不備がある場合が少なくありませんでした。たとえば加子母村の喜助(93)の弟である与市という人物が、家作願書を認めて提出したものを確認したところ、本来は「御停止木」と書くべきところを、「御心止木」と書いてあるため、彦七は認め直すように申し付けています。

今朝申渡遣候けさもうしわたしつかわしごうと市家作願書付認しちかざくねがいかきつけしたためきた来り差出一見申候きりさしだしいっけんしごう処、御停止木ごちようじぼくと有之候これありごうとごころ処、御心止木と認来り候付、認直し差出候ごしんとめぼく したなめきた そうごにつき したためなお さたしそうごようもうしわじつかわ様申渡遣スナリ(94)

この「心止」とは、果樹など樹木剪定法の一つで、幹の成長を止め、側枝をのばし主枝の発達を促すために、幹の成長を弱めるか、切り取ってしまうことを意味します。ただ、文字のくずし方が似ているわけでもなく意味も通らないため、本来書くべき「停止」を誤って書いたものであることが推測されます。

次の事例では、加子母村小郷おごの太右衛門が去る明和四年の閏九月に家作願書を提

(95)  
前掲註(39)日記 二月九日条。

出したところ、願書には三月と書かれていたため差し戻されています。また、同じように与市も七月一日に出願していますが、実際に取りかかっていたのは四月であつたため、こちらでも再度差し戻されています。

小郷太右衛門家作願去亥閏九月願書差出候処、亥三月差懸りと相認差出  
せうろう、よいちかさくねがいうちがつがつかんしよさしだせうろうところ  
候、与市家作願当七月願書差出候処、四月取懸りと認有之候故差戻  
せうろう、とく、ぎんみをとけいっさつさしだ、もうすべきむねもしわたしあいわたしつかわね  
候、篤と逢吟味一札差出し可申旨申渡相渡遣ス

その後、太右衛門と与市はそれぞれ家作願書を書き直して再度提出しました。ところが、与市の願書のほうは、組頭の文右衛門と隣家の忠吉が印判を押し誤つたところが発覚しました。

此中申遣候、太右衛門・与市家作見分願之一札認直シ来り差出ス、与  
このあいだもうしつかわしせうろうた、え、もん、よいちかさくねがいのいっさつしたためなお  
いちいっさつみががしらぶん、え、もん・となりちゆうきんおいたが、きた、え、もんはんだいまとりつかわしせうろう  
市一札組頭文右衛門・隣忠吉印判押違へ来り、文右衛門判只今取二遣候  
むねもうしきせせうろうところ、ぶん、え、もん、なしたにちよういん、ちゆうきん、むはん、さしだ、せうろうゆえ、ぎんみせしめ  
旨申聞候処、文右衛門名下調印、忠吉ハ無判にて差出し候故、令吟味  
せうろうところ、まっただおむねが、せうろうむねもうしきせせうろう、これによりた、え、もんいっさつりようつうけとり  
候、処、全押違へ二候旨申聞候、仍之太右衛門一札両通受取、与市一札  
ハ戻ス也  
なり(96)  
もじ

(96)  
前掲註(39)日記 二月一日条。

隣家の忠吉が印判を押さずに提出してしまつたことで吟味を受け、太右衛門の願書は受理されましたが、与市の願書はまたしても差し戻されることになってしまいました。結局、与市の家作願書が受理されたのは、翌日のことでした。



このように、家作願書を提出する手順や記載内容は、御山守である内木彦七により厳しくチェックされてきました。文書作成から受理するまで何度も書き直しを命じられるため、村民にとっては負担となったことが推測されますが、新たな職務として献策したがゆえに、文書管理はきちんとしておかなければならないという、御山守としての使命感と彦七自身の厳格な性格がうかがわれます。

## エピソード

林政史ブックレットは、本書をもってシリーズの五冊目をむかえました。これまで御山守の多岐にわたる役割ついて、内木家に伝わる古文書などから抽出し、その姿を紹介してきましたが、本書では藩や木曾材木方、そして御山守による伐採の抑制に対し、村方の暮らしや諸活動を支える森林利用とのせめぎ合いが垣間見える内容となっています。

特に、第一章から第二章では「背伐」、第三章から第四章では「家作見分」が主要なキーワードになります。藩によって定められた御停止木や留木制度という森林利用の秩序に対し、村方がどのような反応をみせ、新たにどのような問題が生じていたのかがうかがえる内容になっています。

また、こうした諸問題に対し、御山守である内木家は、藩と村方との窓口となることが多く、先祖から伝来してきた記録と永年の経験からの知識を活かした取り組みをみることができ、几帳面で厳格な性格から御山守として自らの役割を遵守していく姿が描き出されています。

内木家文書には歴代の御山守に関する古文書・記録類が、まだまだ山のように残

されています。本シリーズでは、今後もこれらの文書を読み解き、さまざまな側面から御山守の姿を紹介していきます。

末筆となりましたが、日頃から多大なご協力をいただいている史料所蔵者の内木哲朗氏とご家族の皆様、講演会やワークショップなどで多数の貴重なご意見・ご助言をいただいている加子母地区の皆様、心より御礼申し上げます。

参考文献

- 浅井良亮「近世加子母における災害と御山守―洪水と橋木に注目して―」（『徳川林政史研究所研究紀要』第55号（『金鯨叢書』第48輯所収）、徳川林政史研究所、2021年）
- 大崎晃「木曾山における森林保護と巢山・留山再考―尾張藩の享保林政改革前を中心に―」（徳川林政史研究所『研究紀要』第41号、2007年）
- 大崎晃「木曾山庄屋の村外本伐請負と袖日用の出持―尾張藩享保林政改革を中心に―」（徳川林政史研究所『研究紀要』第43号、2009年）
- 太田尚宏「尾張藩『御山守』の職域形成と記録類」（『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』14号、2018年）
- 太田尚宏「宝暦期における尾張藩の御材木仕出と『三浦・三ヶ村御山守』―濃州三ヶ村の森林コントロールとの関連から―」（徳川林政史研究所『研究紀要』第52号（『金鯨叢書』第四五輯所収）、2018年）
- 太田尚宏「『木曾五木』と濃州三ヶ村」（徳川林政史研究所編『江戸時代の森林と地域社会』徳川林政史研究所、2018年）
- 太田尚宏「読書時間は森の中―尾張藩『御山守』資料に見る山間村落のひとつま―」（『国文研ニュース』51号、2018年）
- 明会 徳川林政史研究所、2020年）
- 加子母村誌編纂委員会編『加子母村誌』（加子母村、1972年）
- 加子母村教育委員会編『歴史の道』（加子母村教育委員会、1980年）
- 加子母村報『かしも』221号（加子母村、2001年6月22日発行）

- 岐阜県編『岐阜県林業史』中巻(美濃国編)(岐阜県山林協会、1985年)
- 木村礎ほか編『藩史大事典 第四巻 中部編Ⅱ 東海』(雄山閣出版、1989年)
- 杉村啓治『加子母村の歴史と伝承・続編 裏木曾三ヶ村の歴史』(加子母村教育委員会、1997年)
- 杉村啓治「裏木曾三ヶ村と尾張藩社会」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第一篇、清文堂出版、2001年)
- 杉村啓治「裏木曾三ヶ村の人参栽培と尾張藩社会」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第二篇、清文堂出版、2004年)
- 杉村啓治「尾張藩社会と猛禽類(巣山と鷹)」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第三篇、清文堂出版、2007年)
- 杉村啓治「江戸城西丸再建と尾張藩社会」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第四篇、清文堂出版、2009年)
- 田原昇「山村甚兵衛家による木曾山林支配の様相―御関所御預と植林との関係から―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第41号、2007年)
- 田原昇「近世木曾山における『新規立林』成立の様相―百姓控山林と雑木植林に関する一考察―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第42号、2008年)
- 田原昇・芳賀和樹『林政史ブックレット3 尾張藩林政のなかの御山守』(公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所、2021年)
- 徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』(東京堂出版、2011年)
- 徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』Ⅱ(東京堂出版、2015年)
- 所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、1980年)
- 中村琢巳『近世民家普請と資源保全』(中央公論美術出版、2015年)
- 芳賀和樹「尾張藩の造林政策と『三浦・三ヶ村御山守』」(徳川林政史研究所『研究紀要』第53号〔『金鯰叢書』第46輯

所収)、2019年)

芳賀和樹『林政史ブックレット1 御山守の仕事と森林コントロール』(公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所、2020年)

山本英二「木曾林業にみる享保改革の歴史的位置」(徳川林政史研究所『研究紀要』第25号、1991年)

## 執筆者紹介

くりばらけんいち

栗原 健一（「プロローグ」～「2 盗伐をめぐる御山守・村」の執筆を担当）

1971年、埼玉県生まれ。立正大学大学院博士後期課程単位取得満期退学。

徳川林政史研究所非常勤研究員・立正大学特任講師。

《主要著書・論文》

「近世備荒貯蓄の形成と村落社会」（『関東近世史研究』第63号、2007年）

「近世後期における山村の地域議定」（徳川林政史研究所『研究紀要』第54号〔『金鯢叢書』第47輯所収〕、2020年）

たかぎけんいち

高木 謙一（「3 村方と御停止木」～「エピソード」の執筆を担当）

1981年、東京都生まれ。駒澤大学大学院博士課程後期単位取得退学。

徳川林政史研究所非常勤研究員・東京都公文書館専門員。

《主要著書・論文》

「近世下総国における『野』の認識変容と『牧』の成立」（『駒沢史学』第74号、2010年）

「近世佐倉牧周辺村々における林産資源の管理と利用」（徳川林政史研究所『研究紀要』第49号〔『金鯢叢書』第42輯所収〕、2015年）

林政史ブックレット 尾張藩の林政と森林文化5

### 森林利用の秩序と御山守・村

令和4年3月31日発行

編集・発行 公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所

〒171-0031 豊島区目白3-8-11

電話 03(3950)0117

印刷・製本 株式会社 思文閣出版 印刷事業部

〒605-0089 京都市東山区元町355

電話 075(533)6860

ISBN 978-4-88604-040-4









公益財団法人 徳川黎明会  
徳川林政史研究所